

障害福祉サービス 報酬の解釈

目次

Contents

第Ⅰ編 サービスのしくみ

第1章 障害福祉サービスを受けるまで

- 1 障害者総合支援法の全体像 ……………10
- 2 サービス内容の支給決定 ……………14
- 3 利用者負担の認定と受給者証の交付 ……………24

第2章 サービス内容と指定基準

- 1 サービス事業所・施設の指定 ……………30
- 2 相談支援の体系と計画相談支援 ……………42
- 3 地域相談支援 ……………48
- 4 介護給付① 居宅における生活支援……………51
- 5 介護給付② 日中活動と住まいの場の提供……………56
- 6 訓練等給付 ……………63
- 7 障害児を対象としたサービス ……………75

第3章 事業所による給付費の請求

- 1 介護給付費等の請求と支払い ……………82
- 2 電子請求受付システム ……………88
- 3 簡易入力システム等を使用した請求 ……………93

第4章 令和6年度報酬改定のポイント

- 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における
主な改定内容 …………… 110
- 2 報酬の算定構造とサービス提供実績記録票 … 130
- 3 請求書と明細書 …………… 223

第Ⅱ編 費用算定基準（単位数表）

第1章 障害者総合支援法に係る報酬

第1節 計画相談支援……………	238	第6 生活介護……………	416
計画相談支援費用額算定基準……………	238	第7 短期入所……………	462
計画相談支援……………	240	第8 重度障害者等包括支援……………	498
第2節 地域相談支援……………	280	第9 施設入所支援……………	516
地域相談支援費用額算定基準……………	280	第10 自立訓練（機能訓練）……………	552
第1 地域移行支援……………	280	第11 自立訓練（生活訓練）……………	580
第2 地域定着支援……………	296	第11の2 就労選択支援……………	626
第3節 障害福祉サービス……………	304	第12 就労移行支援……………	632
障害福祉サービス費用額算定基準……………	304	第13 就労継続支援A型……………	664
第1 居宅介護……………	322	第14 就労継続支援B型……………	696
第2 重度訪問介護……………	348	第14の2 就労定着支援……………	734
第3 同行援護……………	370	第14の3 自立生活援助……………	746
第4 行動援護……………	386	第15 共同生活援助……………	762
第5 療養介護……………	400		

第2章 児童福祉法に係る報酬

第1節 障害児相談支援	832	別表2第1 (旧)主として難聴児経過の児童発達支援	1016
障害児相談支援費用額算定基準	832	別表2第2 (旧)主として重症心身障害児経過の児童発達支援	1032
障害児相談支援	834	別表2第3 (旧)医療型経過の児童発達支援	1044
第2節 障害児通所支援	874	第3節 障害児入所支援	1056
通所支援費用額算定基準	874	入所支援費用額算定基準	1056
第1 児童発達支援	888	第1 福祉型障害児入所施設	1060
第3 放課後等デイサービス	950	第2 医療型障害児入所施設	1108
第4 居宅訪問型児童発達支援	994		
第5 保育所等訪問支援	1004		

第III編 指定基準

1 計画相談支援	1136	5 障害児相談支援	1352
2 地域相談支援	1159	6 障害児通所支援	1374
3 障害福祉サービス	1179	7 障害児入所施設等	1421
4 障害者支援施設等	1306		

第IV編 関係告示・通知

1 算定基準関係		2 指定基準関係	
○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令6.3.26障障発0326第4号・こ支障第86号)	1450	○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平18.12.6障発第1206002号)	1527
○重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平26.3.31障障発0331第8号)	1493	○障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平24.3.30障発0330第31号)	1528
○入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について(令6.3.28障障発0328第2号)	1499	○地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について(令6.3.29障障発0329第1号)	1529
○地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について(平18.4.3障障発第0403004号)	1502	◎厚生労働大臣が定める事項及び評価方法(令3.3.23厚労告88)	1534
○状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について(令6.3.19こ支障第75号・障障発0319第1号)	1502	○厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令3.3.30障発0330第5号)	1537
●事業所間連携加算の創設と取扱いについて(令6.5.2障害児支援課事務連絡)	1507	◎こども家庭庁長官が定める医療行為(令3.3.23厚労告89)	1545
○精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について(平19.3.30障発第0330011号)	1512	3 医療保険・介護保険等との関係	
○就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平19.4.2障障発第0402001号)	1513	○特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平18.3.31保医発第0331002号)	1546
●個別サポート加算(Ⅲ)の創設と取扱いについて(令6.4.22障害児支援課事務連絡)	1523	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平19.3.28障企発第0328002号・障障発第0328002号)	1552
		●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について(令5.6.30企画課・障害福祉課事務連絡)	1554

第V編 疑義解釈

- 1 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A (第1版) (令6.3.26障害福祉課・障害児支援課事務連絡) ……1558
- 2-1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A (VOL. 1) (令6.3.29障害福祉課事務連絡)
 - 1. 障害福祉サービス等における共通の事項…1563
 - 2. 訪問系サービス…1567
 - 3. 日中活動系サービス…1567
 - 4. 施設系・居住支援系サービス…1568
 - 5. 訓練系サービス…1569
 - 6. 就労系サービス…1570
 - 7. 相談系サービス…1573
 - 8. 一部訂正及び削除するQ & A…1576
- 2-2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A (VOL. 2) (令6.4.5障害福祉課事務連絡)
 - 1. 強度行動障害を有する者への支援における事項…1578
 - 2. 訪問系サービス…1580
 - 3. 日中活動系サービス…1581
 - 4. 就労系サービス…1581
 - 5. 削除するQ & A…1582
- 2-3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A (VOL. 3) (令6.5.10障害福祉課事務連絡)
 - 1. 障害福祉サービス等における共通の事項…1583
 - 2. 日中活動系サービス…1583
 - 3. 施設系・居住支援系サービス…1584
 - 4. 就労系サービス…1584
- 2-4 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A (VOL. 4) (令6.6.4障害福祉課事務連絡)
 - 1. 日中活動系サービス…1586
 - 2. 相談系サービス…1587
- 3-1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 1) (令6.3.29障害児支援課事務連絡) ……1588
- 3-2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 2) (令6.4.12障害児支援課事務連絡) ……1596
- 3-3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 3) (令6.5.2障害児支援課事務連絡) ……1599
- 3-4 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 4) (令6.5.24障害児支援課事務連絡) ……1601
- 3-5 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 5) (令6.6.6障害児支援課事務連絡) ……1602
- 3-6 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A (VOL. 6) (令6.7.1障害児支援課事務連絡) ……1603
- 4 障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関するQ & A (令6.5.17障害児支援課事務連絡) ……1604
- 5-1 相談支援に関するQ & A (令6.4.5障害福祉課地域生活・発達障害者支援室事務連絡) ……1612
- 5-2 地域相談支援に関するQ & A (平25.2.25障害保健福祉関係主管課長会議資料) ……1623
- 本書の主な掲載法令・通知……1624

ウェブに掲載することがより適切、もしくは紙幅の都合で掲載できなかった資料は、社会保険研究所ウェブサイトに掲載いたします。

凡例

◆「第Ⅱ編 費用算定基準（単位数表）」のみかた

- ・原則として見開きの左側に、「費用算定基準（単位数表）告示」を掲載しています。
- ・「費用算定基準（単位数表）告示」により別に定められた「関係告示」を、網掛けで挿入しています。

9 欠席時対応加算 **94単位**

注 指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く）が、あらかじめ当該指定就労継続支援A型等の利用を予定していた日に、急病等により欠席した場合には、当該日分の単位数や加減算の割合、または項目の見出しを太字にしています。

10 医療連携体制加算

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） **32単位**

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） **63単位**

ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） **125単位**

ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） **800単位**

(1) 看護を受けた利用者 **500単位**

(2) 看護を受けた利用者が2人 **500単位**

(3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 **400単位**

ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） **500単位**

ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） **100単位**

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

注3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

注4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれかを算定している利用者については、算定しない。

〔10・注4〕厚生労働大臣が定める者（平18厚労告556・五の七）
 スコア表〔→「第5 療養介護の1の注1」参照〕の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者

「単位数表告示」の該当する項番等を記載しています。

「〔 〕」は編注です。ここでは参照先を明示しています。

「関係告示」は網掛けで、対になる部分の近くに掲載し、「関係告示」の規定を把握しやすくしています。

「関係告示」の告示番号・項番を示しています。この場合、「平成18年厚生労働省告示第556号の第五号の七」です。

- ・原則として見開きの右側に、「留意事項通知」を掲載しています。
- ・「留意事項通知」は適宜並び替え、告示との対応を分かりやすくしています。

〔9〕 欠席時対応加算の取扱いについて〔第二・3・(4)・⑩〕

報酬告示第13の9の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。

■ 欠席時対応加算の取扱いについて〔第二・2・(6)・⑨〕

報酬告示第6の7の欠席時対応加算については、以下に示す事項を留意することとする。

対応する「単位数表告示」の項番等を示しています。

「留意事項通知」における項番を日々に中止の連絡がある場合に示しています。

利用者の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、必要に応じて引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

〔10〕 医療連携体制加算の取扱いについて〔第二・3・(4)・⑪〕

報酬告示第13の10の医療連携体制加算については、2の(7)の⑬の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の⑬の(一)中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅷ）」とあるのは、「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）」と、2の(7)の⑬の(二)中「医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）」と読み替えるものとする。他サービスの準用・参照規定がある場合に、当該加算（Ⅳ）」と見出しに「■」を付して、該当項目を再掲しています。

■ 医療連携体制加算の取扱いについて〔第二・3・(4)・⑪〕

(一) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

ア 指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。

イ 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。

ウ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受け、サービスの提供を行うこととする。

エ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる医薬品等が医療保険の適用外となる場合、当該事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の適用外となる場合は、当該事業所等の業務所等が負担するものとする。告示も通知も、令和6年4月または6月実施の改正部分には下線を付しています。

(二) 報酬告示第7の5の医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）については、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。

- ア 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い
医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
- イ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い
医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。
- ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。

◆「第Ⅲ編 指定基準」のみかた

- ・第Ⅲ編は指定基準に関する「**基準省令**」と「**基準通知**」により構成されています。
- ・基準省令は網掛けで、基準通知は網掛けなしでそれぞれ表示しています。
- ・基準省令の条文の下にそれに対応する基準通知を掲載することで、見落とすことなく指定基準が体系的に分かるように編集しています。
- ・令和6年4月実施の改正部分には、下線を付して掲載しています。

らないこととしたものである。

(入退所の記録の記載等)

第119条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「**受給者証記載事項**」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量、総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

上に基準省令、下の記載（基準第119条）

に対応する基準通知の必要事項の記載

知を掲載。条ごとに事業者は、支給量管理の観点から、のセットで掲載し、都度、受給者証に入退所年月日しているのを見落とさず当該利用者の受給者証に記載する必要があります。

（常勤看護職員等配置加算）

指定短期入所事業者は、提供により利用者の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。

第Ⅳ編に記載している通知等については、

「〔→ 〕」を使って明示しています。併せて

ご覧ください。

ビスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

4(3) 利用者負担額等の受領（基準第120条）

① 利用者負担額の受領等

指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(1)の①、②、④及び⑤を参照されたい。〔→ 第21条〕

② その他の受領が可能な費用の範囲

基準第120条第2項は、指定短期入所事業者は、

他の条の規定等を参照する箇所については、〔→ 〕として参照する条文や項目を明示しています。

ウ 日用品費

エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担を要するものが適当と認められるもの

ことができることとし、介護給付

しているサービスと明確に区分されることによる費用の支払を受けることとしたものである。

な費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。〔→「Ⅳ 関係告示・通知」参照〕

◆「第Ⅴ編 疑義解釈」のみかた

- ・厚生労働省から発出された主なQ & A（疑義解釈）を、**発出日ごと・カテゴリごと**に掲載しています。
- ・「問」を網掛けで、その下に「答」を掲載しています。

(常勤看護職員等配置加算)

〔削除〕問53 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）については、医療的ケアが必要な者に生活介護等をしたことが要件となるが、これは前年度や前月等の実績から判断するのか。

開所日ごとに、その日の実績を持って算定の可否を判断すること。

〔令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1の3.により削除〕

改定等にもない削除されたQ & Aの場合は、発出当時のまま掲載し、その旨の編注を付しています。

改正があった項目は、改正後の内容を掲載しています。

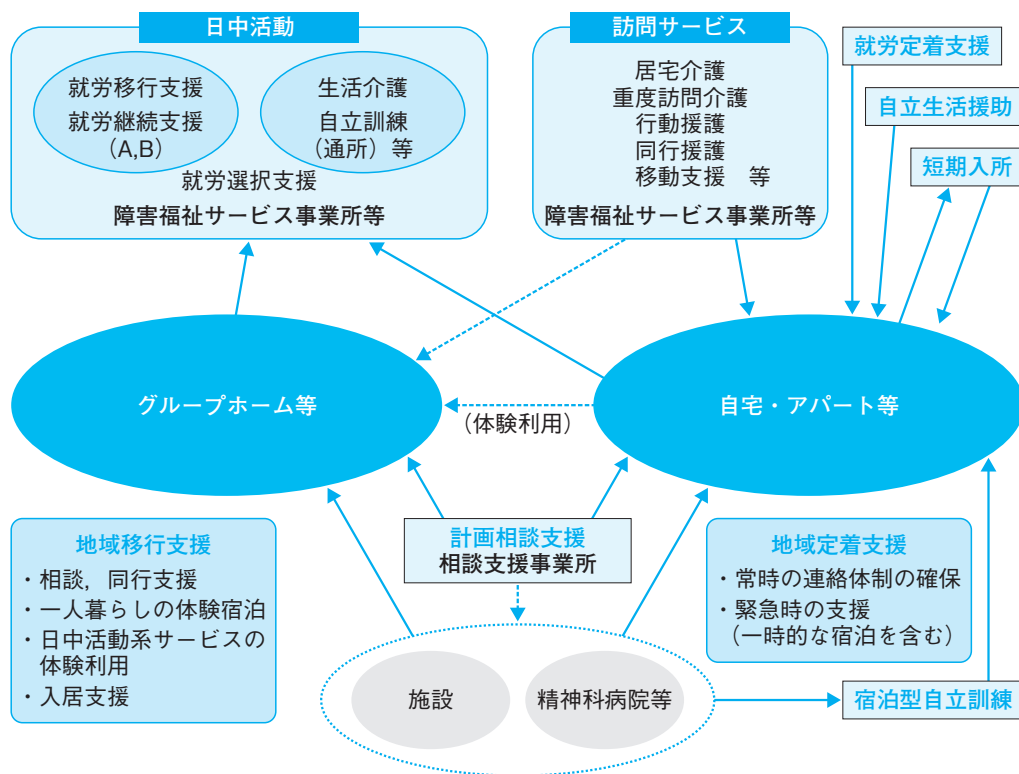
「〔 〕」は編注です。それ以外は原則として出典（事務連絡）の文言です。

第 I 編 サービスのしくみ

第 1 章 障害福祉サービスを受けるまで

1 障害者総合支援法の全体像 …………… 10	5 訓練等給付の支給決定 …………… 18
1 障害者総合支援法による保健福祉施策 …… 10	6 地域相談支援給付費の給付決定 …………… 19
2 自立支援給付と地域生活支援事業 …………… 12	7 障害児の支給決定（介護給付） …………… 20
2 サービス内容の支給決定 …………… 14	8 支給量と有効期間の決定 …………… 22
1 支給申請から支給決定までの概要 …………… 14	3 利用者負担の認定と受給者証の交付 …… 24
2 障害支援区分の認定 …………… 15	1 所得区分に応じた負担上限月額 …………… 24
3 他法のサービスとの給付調整 …………… 16	2 利用者負担の上限額管理 …………… 25
4 同時に支給決定できるサービス （併給調整） …………… 17	3 サービス受給者証のしくみ …………… 26
	4 支給決定の更新 …………… 27

◆地域における障害福祉サービス等による支援（イメージ）



1 障害者総合支援法の全体像

- ◎障害者・障害児が、その個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むための支援は、障害者総合支援法・児童福祉法にもとづき、市町村が総合的・計画的に実施します。
- ◎地域社会での共生を実現していくため、相談支援にもとづく障害福祉サービス、地域の実情に応じた地域生活支援事業によるサービスが提供されています。

1 障害者総合支援法による保健福祉施策

障害者総合支援法のサービスには、自立支援給付（障害福祉サービスや医療等）と地域生活支援事業があります。障害児には、児童福祉法のサービスが提供されますが、障害者総合支援法の一定のサービスを組み合わせて利用することができます。

サービスの実施主体は、いずれも市町村（特別区を含む）※1です。市町村は、地域での障害者の生活の実態を把握し、公共職業安定所や教育機関と密接に連携して、自立支援給付と地域生活支援事業を総合的・計画的に行います。また、情報提供や相談、調査や指導、権利擁護のための必要な援助を行います。

費用は市町村が支弁しますが、都道府県が25%、国が50%を負担・補助するしくみとなっています。

●対象となる障害者・障害児の範囲

障害者総合支援法は、障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者）をサービス・支援の対象とします。障害種別にかかわらず、共通の福祉サービスを共通の制度で提供します。

難病患者については、「制度の谷間」のない支援を提供するために、一定の範囲で対象※2とされています。

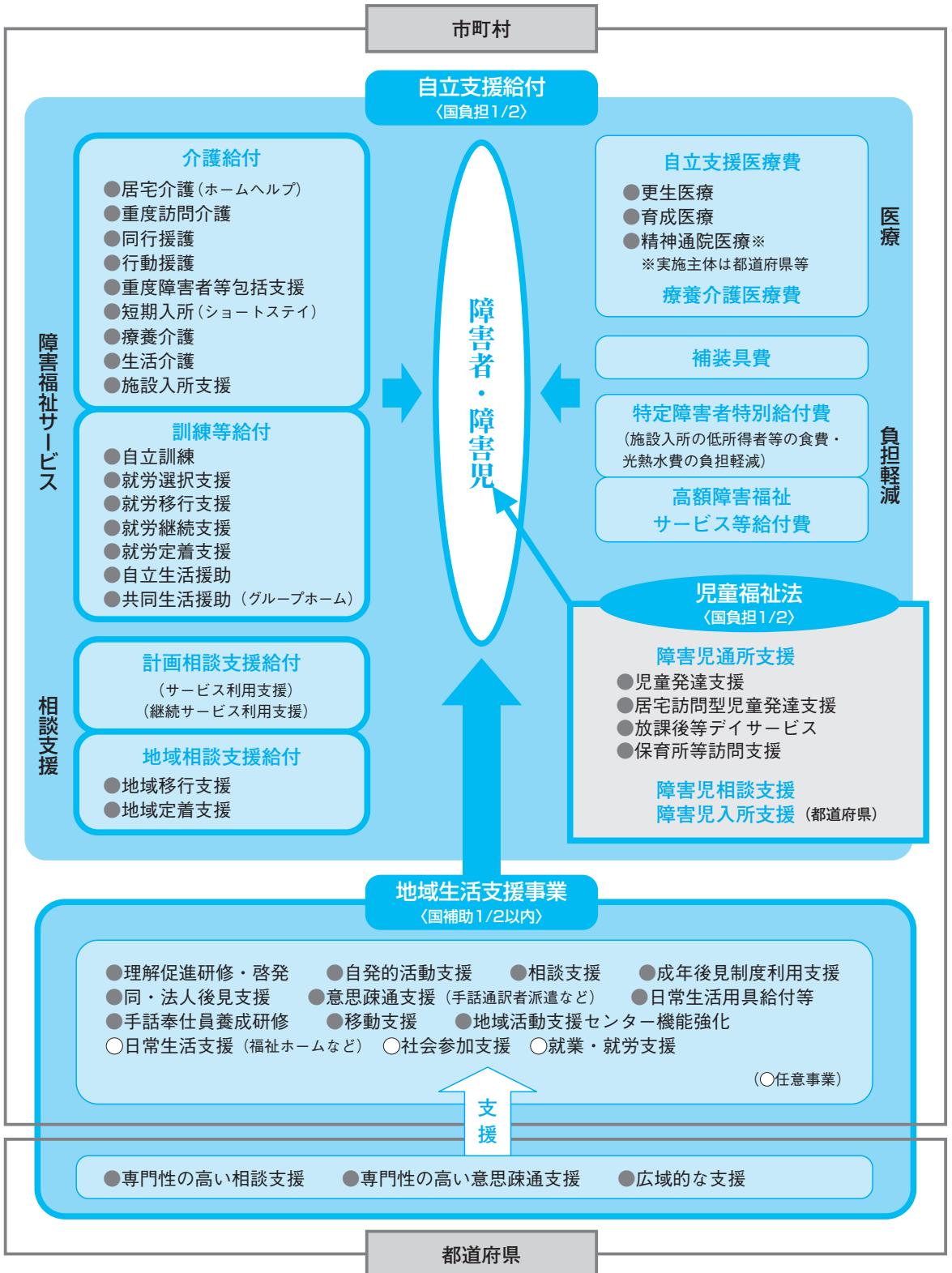
18歳以上	(1)身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 →一定の身体上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人
	(2)知的障害者福祉法にいう知的障害者 →社会通念上知的障害と考えられる人(18歳未満は児童福祉法の対象だが、15歳以上であれば児童相談所の判断により対象となる)
	(3)精神保健福祉法第5条（統合失調症、精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障害、精神物質等の精神疾患がある人）に規定する精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者※3を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く） *高次脳機能障害は、器質性精神障害として精神障害に分類されており、医師の診断書などの証書類により確認された場合は給付の対象
	(4)難病等対象者（継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける患者）
18歳未満	(5)児童福祉法第4条第2項に規定する児童 ①身体に障害のある児童 ②知的障害のある児童 ③精神に障害のある児童(発達障害者支援法に規定する発達障害児を含む)
	(6)上記(4)の難病患者に該当する児童

※1 精神通院医療の自立支援医療、障害児入所支援は都道府県等が実施します。なお、都道府県等が実施する事業について、国は費用の50%を負担・補助します。

※2 難病により一定の障害の状態にある人で、症状の変動等により身体障害者手帳が取得できない場合でも、対象疾患に該当すれば対象となります。対象疾患は、令和6年4月から369疾病に拡大されています。

※3 発達障害者支援法は、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害、注意欠陥多動性障害などに類する脳機能の障害で、通常低年齢で発現するもののうち、言語・協調運動・心理的発達・行動・情緒の障害を発達障害としています。

総合支援法による障害者・障害児への保健福祉サービス



2 自立支援給付と地域生活支援事業

障害者総合支援法にもとづく自立支援給付は、障害福祉サービスまたは相談支援の給付費、自立支援医療などの公費負担医療費※4、補装具費、利用者負担を軽減するための給付費を支給するものです。

支給は、一人ひとりの障害者・障害児の状況などをふまえて、個別に決定されます。

障害福祉サービス	介護給付費	市町村による支給決定を経てサービスが提供される（事業所等が法定代理受領により現物給付）
	訓練等給付費	
相談支援	計画相談支援給付費	市町村による地域相談支援給付決定が必要（事業所等による現物給付）
	地域相談支援給付費	
自立支援医療費		市町村等による支給認定が必要（医療機関による現物給付）
療養介護医療費		市町村による支給決定が必要（医療機関による現物給付）
補装具費		市町村が申請を受けて支給認定
特定障害者特別給付費（補足給付）		市町村の支給決定が必要（障害者支援施設等による現物給付）
高額障害福祉サービス等給付費		市町村が申請を受けて支給決定

●障害福祉サービスと計画相談支援

障害福祉サービスには、介護の支援を提供する「介護給付」と訓練等の支援を提供する「訓練等給付」があります。障害者等は、利用したいサービスを選んで市町村に申請し、市町村で支給決定が行われると、サービス等利用計画にしたがってサービスが実施されます。

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、心身の状況や環境、サービス利用の意向などから判断してサービス等利用計画を作成、事業所等との連絡調整を行うとともに、利用状況を検証します。

●地域相談支援

「地域移行支援」は、障害者支援施設等を利用する人を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

「地域定着支援」は、居宅で単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

●児童福祉法の障害児福祉サービス

障害児には、障害児相談支援にもとづく障害児通所支援や、都道府県が実施する障害児入所支援が提供されます。

さらに、障害者総合支援法の障害福祉サービスのうち一定のものを、計画相談支援にもとづき併せて利用できます。なお、自立支援医療費※5や補装具費も障害者総合支援法から支給されます。

※4 自立支援医療には①更生医療（18歳以上の身体障害者）、②育成医療（18歳未満の身体障害者）、③精神通院医療があります（難病患者の公費医療は難病法により行われます）。療養医療介護は療養介護（医療機関で提供される医療と介護）の医療部分です。公費負担は公的医療保険の患者負担分が対象です。

※5 障害児通所支援のうちの児童発達支援センターでの治療は「肢体不自由児通所医療費」として、障害児入所支援のうちの医療型障害児入所施設での治療は「障害児入所医療費」として、医療保険（診療報酬）の自己負担分について児童福祉法による公費負担医療が行われます。

障害福祉サービス等の体系

サービス名		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
介護給付	訪問系	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	198,626	21,785
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,240	7,496
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う	25,694	5,724
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,432	2,044
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10
	日中活動系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	48,316	5,458
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う	21,005	259
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	298,187	12,375
	施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,208	2,558
訓練等給付	居住支援系	自立生活援助 者	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,242	299
		共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	169,440	12,475
	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,270	190
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,173	1,311
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う	35,185	2,966
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	83,403	4,387
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	324,604	16,123
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,309	1,543
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	171,408	11,132
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援や治療を行う	1,745	88
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などの支援を行う	309,303	19,687
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	349	114
		保育所等訪問支援 児	保育所等、乳児院・児童養護施設を訪問し、障害児に障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う	18,234	1,639
		福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導や知識技能の付与を行う	1,323	181
		医療型障害児入所施設 児	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与、治療を行う	1,780	197
相談支援系	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】申請時（支給決定前）にサービス利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整しサービス利用計画を作成 【継続サービス利用支援】サービス利用状況等の検証（モニタリング）／事業者等との連絡調整、必要に応じた新たな申請の勧奨	217,847	9,871	
	障害児相談支援 児	【障害児支援利用援助】申請時（給付決定前）に利用計画案を作成／決定後に事業者等と連絡調整し利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】モニタリング／事業者等と連絡調整等	71,751	6,067	
	地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	602	335	
	地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、事業者等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う	4,151	565	

※表中の **者** は「障害者」、**児** は「障害児」が利用できるサービス。なお、医療型児童発達支援は令和6年度より児童発達支援へ移行
 ※利用者数と施設・事業所数は、令和5年2月サービス提供分（国保連データ）

2 サービス内容の支給決定

- ◎障害福祉サービスをはじめとする自立支援給付は、市町村が障害者・障害児の保護者の申請を受けて、サービスの必要性を総合的に判定して支給決定します。
- ◎障害福祉サービスは、障害者個々のニーズに応じて提供されます。支給決定では、サービス等利用計画にもとづき、提供されるサービスの種類と月単位の支給量、利用期間が定められます。

1 支給申請から支給決定までの概要

障害者または障害児の保護者は、自立支援給付を受けようとするとき、居住地の市町村に申請して支給決定等※1を受けます。

障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定は、障害者の心身の状況（障害支援区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービス等利用計画案、サービスの利用意向などを勘案し行われます。

※1 介護給付費・訓練等給付費の支給決定、地域相談支援給付費の給付決定、自立支援医療費の支給認定（一部は都道府県）、補装具費の認定をいいます。

◆介護給付費等についての支給決定の流れ（概要）

(1)支給（給付）決定の申請	障害福祉サービスを利用しようとする障害者や障害児の保護者は、相談支援事業者や市町村に相談のうえ、居住地の市町村に支給申請を行う（本人の依頼により代行も可）
(2)サービス等利用計画案の提出依頼【市町村】	申請者に提出を依頼する（介護保険でのケアプラン作成対象者には、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合で、市町村が必要と認める場合に依頼する）
(3)障害支援区分認定調査【市町村】	市町村の認定調査員が本人や保護者等と面接をし、障害及び難病共通の認定調査（心身の状況に関するアセスメント）を行う（併せてサービスの利用意向聴取もできる）
(4)概況調査	認定調査に併せて、本人および家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する
障害支援区分の認定【市町村】	(5)医師意見書の聴取（市町村は主治医等に、障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的知見から意見を求める） (6)一次判定（コンピュータ判定） (7)二次判定（市町村審査会での審査判定） (8)障害支援区分の認定（市町村は市町村審査会の審査判定結果にもとづき認定）
(9)サービスの利用意向の聴取【市町村】	障害支援区分の認定を行った申請者等の支給決定を行うため、申請者から申請に係るサービスの利用意向を聴取する
(10)サービス等利用計画案の提出	障害者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合などは、指定特定相談支援事業者以外が作成するサービス等利用計画案を提出できる）
支給決定案の作成【市町村】	(11)市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等をふまえ、市町村が定める支給決定基準等にもとづき支給決定案を作成する (12)市町村は、支給決定案が市町村の支給決定基準等と乖離するときは、「非定型の支給決定」等として市町村審査会に意見を求めることができる
(13)支給決定【市町村】	勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容をふまえ、支給決定を行う
(14)サービス等利用計画の作成【指定特定相談支援事業者】	指定特定相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス種類・内容等を記載したサービス等利用計画を作成する

注1 訓練等給付：(5)～(8)までは行いません。ただし、入浴、排せつ、または食事等の介護を伴う共同生活援助の場合は行われます。

注2 同行援護：(3)障害支援区分認定調査を行う前に「同行援護アセスメント調査票」による調査を行い、(5)医師意見書の聴取、(6)一次判定（コンピュータ判定）は行われません。また、(8)障害支援区分の認定は、障害支援区分3または4以上の利用者を支援した場合の加算（「区分3以上支援加算」）を決定することが不要と見込まれる場合は行われません。

注3 地域相談支援給付：(3)～(8)までは行いません。

2 障害支援区分の認定

障害支援区分は、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」です。透明で公平な支給決定を実現する観点から、次の3点を基本的な考え方として開発されています。

- (1)身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とする
- (2)認定調査員や市町村審査会委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とする
- (3)審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化する

●一次判定（コンピュータ判定）と二次判定（市町村審査会）

障害支援区分は、一次判定と二次判定を経て判定されます。一次判定では、認定調査（80項目）の結果と医師意見書の一部項目をふまえ、区分※2の内容が組み込まれたソフト（障害支援区分判定ソフト2014）を活用した一次判定処理が行われます。

二次判定（市町村審査会）では、一次判定結果を原案として、認定調査の特記事項と医師意見書（一次判定評価項目を除く）の内容を総合的に勘案した審査判定が行われます。「審査対象者に必要な支援の度合い」と「一次判定結果が示す区分等の支援の度合い」とを比較し、より多い（少ない）支援が必要と判断される場合には、一次判定の結果を変更する必要があるか、検討することとなります。

●認定の有効期間 3年の短縮

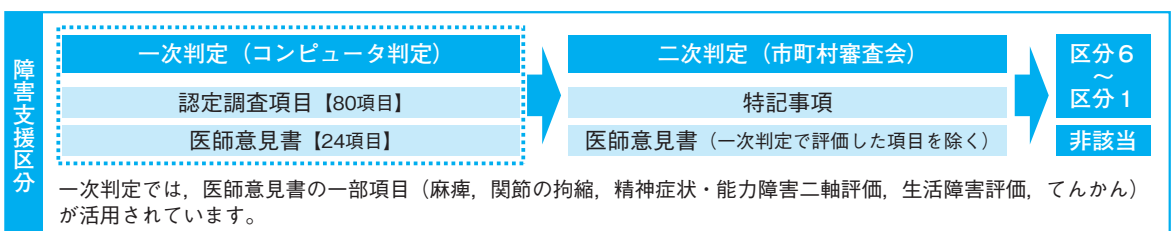
認定の有効期間は3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等は、審査会の意見にもとづいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間の短縮が行われます※3。

なお、初回の認定は、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見をふまえて3年6か月までの範囲内で市町村が有効期間を定めます。

※2 障害支援区分の審査判定基準は「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）」（区分命令）に定められています。

※3 同行援護アセスメント調査票の有効期間についても同様です。

◆一次判定（コンピュータ判定）と二次判定（市町村審査会）



3 他法のサービスとの給付調整

自立支援給付は、その障害の状態につき、介護保険法の介護給付や健康保険法の療養の給付など※4のうち、自立支援給付に相当するものを受けられるときなどは、その部分について行われません。

市町村は、障害支援区分の認定調査や勘案事項調査等で介護給付等の支給が必要となった事情を把握し、他法との給付調整事由に該当する場合には、支給決定を行わないか、他法から給付を受けられる部分等を支給量から除くなどの調整を行います。

●介護保険制度との適用関係

介護保険給付または地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、介護保険給付等（介護給付、予防給付、市町村特別給付、第一号事業）が優先されます。したがって、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合※5は、基本的には相当する介護保険サービス等が優先されます。

しかし、障害者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスで必要な支援を受けられるかを一概に判断することは困難です。このため、障害福祉サービスの種類に応じて相当する介護保険サービスを特定し、それを優先的に利用する形はとられず、個別ケースにより判断されます。

介護保険給付が受けられない、または地域支援事業を利用できない次のような場合には、その限りで介護給付費等の対象となります。

市町村が必要と認める場合	介護給付費・訓練等給付費
(1)在宅の障害者で、適当と認める障害福祉サービス支給量が介護保険給付等のみで確保できない場合（介護保険給付等の区分支給限度額の制約など）	その限りで（足りない分について）支給できる
(2)利用可能な介護保険サービスの事業所や施設が身近にない（利用定員に空きがない）など、介護保険サービスを利用することが困難な場合	その事情が解消するまでの間に限り、支給できる
(3)介護保険の要介護認定等で非該当と判定されるなど介護保険サービスを利用できない場合で、なお申請する障害福祉サービスによる支援が必要な場合	支給できる（障害支援区分が認定された場合）

※4 自立支援医療は原則として保険優先・他法優先で、介護給付費等も災害補償関係法令による介護サービスが優先します。その他、国・地方公共団体の負担で自立支援給付に相当するもの（たとえば国家賠償法にもとづく賠償としての給付など）が行われたときも、その限度で行われません。なお、優先される給付を実際に受けていない場合でも、受給可能であれば自立支援給付は行われません。

※5 行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等は、内容や機能から介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであり、調整は行われません。

■市町村での支給決定基準等の作成

介護給付費等の支給決定を公平・適正に行うためには、市町村は、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めることが適当とされています。作成に際し、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の支弁額に国庫負担する際の1人当たり基準額であり、個々の利用者に対する支給量の上限となるものではありません。

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う人の状況、日中活動の状況、他のサービスの利用状況などの勘案事項を基礎に設定することが想定されます。なお、置かれている環境（居住の状況等）など数値化が困難な事項は、個々に勘案することが適当とされます。

地域相談支援給付費等についても同様です。

第I編 サービスのしくみ

第2章 サービス内容と指定基準

1 サービス事業所・施設の指定 30	3 障害者支援施設 59
1 指定基準にもとづく事業者・施設の指定... 30	4 短期入所（ショートステイ）..... 61
2 介護給付費・訓練等給付費の算定..... 32	6 訓練等給付 63
3 報酬算定の原則..... 37	1 自立訓練（機能訓練）..... 63
2 相談支援の体系と計画相談支援 42	2 自立訓練（生活訓練）と宿泊型自立訓練.. 64
1 相談支援事業の全体像..... 42	3 就労選択支援..... 65
2 計画相談支援..... 45	4 就労移行支援..... 66
3 地域相談支援 48	5 就労継続支援A型（雇用型）..... 67
1 地域移行支援..... 48	6 就労継続支援B型（非雇用型）..... 69
2 地域定着支援..... 50	7 就労定着支援..... 71
4 介護給付① 居宅における生活支援 51	8 自立生活援助..... 72
1 居宅介護（ホームヘルプ）..... 51	9 共同生活援助（グループホーム）..... 73
2 重度訪問介護..... 52	7 障害児を対象としたサービス 75
3 同行援護..... 53	1 障害児相談支援..... 75
4 行動援護..... 54	2 児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援 76
5 重度障害者等包括支援..... 55	3 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 78
5 介護給付② 日中活動と住まいの場の提供 56	4 障害児入所施設..... 79
1 療養介護..... 56	
2 生活介護..... 58	

◆利用状況等の概況

（国民健康保険団体連合会データ）

サービス提供月	障害福祉サービス							障害児給付費						
	利用者数 (実数) (万人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額 (C) (億円)	事業運営安定化 事業等助成額 (E) (億円)	負担率 (C/A) (%)	1人当たり 費用額 (万円)	利用者数 (実数) (万人)	総費用額 (A) (億円)	給付費 (B) (億円)	利用者負担額 (C) (億円)	事業運営安定化 事業等助成額 (E) (億円)	負担率 (C/A) (%)	1人当たり 費用額 (万円)
H24.4	61.9	1,143.4	1,133.5	2.6	7.0	0.23	18.4	8.9	67.9	61.1	2.7	4.1	4.01	7.7
H25.4	66.5	1,264.8	1,261.6	2.9	0	0.23	19.0	11.5	93.2	89.4	3.7	0.0	4.00	8.1
H26.4	70.4	1,355.0	1,351.5	3.1	0	0.23	19.3	13.9	123.0	118.3	4.7	0.0	3.81	8.8
H27.4	73.8	1,442.9	1,439.2	3.3	0	0.23	19.6	16.8	161.2	155.3	5.8	0.0	3.59	9.6
H28.4	77.7	1,521.3	1,517.3	3.5	0.0	0.23	19.5	20.2	206.5	199.4	7.1	0.0	3.46	10.2
H29.4	81.0	1,616.6	1,612.3	3.8	0.0	0.23	20.0	24.1	259.5	250.7	8.8	0.0	3.39	10.8
H30.4	84.2	1,722.1	1,717.5	4.1	0.0	0.24	20.4	28.4	302.0	291.6	10.4	0.0	3.43	10.6
H31.4	87.3	1,822.4	1,817.5	4.4	0.0	0.24	20.9	31.8	360.2	348.2	12.0	0.0	3.32	11.3
R2.4	88.8	1,890.1	1,885.1	4.5	0.0	0.24	21.3	32.2	374.5	365.5	9.0	0.0	2.40	11.6
R5.4	100.9	2,316.4	2,309.9	5.9	0.0	0.26	22.9	47.7	606.9	592.3	14.6	0.0	2.40	12.7
R6.2	103.6	2,316.6	2,309.7	6.3	0.0	0.27	22.4	54.1	656.5	641.0	15.5	0.0	2.36	12.1

「◆主たる障害種別ごとの利用者数」を章末に掲載

●給付費請求額の算定

事業所・施設が給付費として市町村に請求するサービス費用については、①障害福祉サービス、②地域相談支援、③計画相談支援の区分で、費用額（報酬）算定基準※6が定められています。

事業所・施設は、支給決定により提供したサービスについて、費用額算定基準の単位数表で定められた単位数に、サービスごと・地域ごとの1単位の単価を乗じて報酬を算定します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{サービスごとに} \\ \text{算定した単位数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{サービスごと・地域ごとに} \\ \text{設定された1単位の単価*1} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{事業者・施設に支払} \\ \text{われるサービス費*2} \\ \hline \end{array}$$

- *1 一般の指定障害福祉サービス：10円×サービス・地域区分に応じた割合
 ⇒基準該当の居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護：10円→8.5円
 ⇒療養介護、(医療型児童発達支援、)医療型障害児入所施設：10円×1.0
 ⇒児童発達支援の人工内耳装用児支援加算、福祉型障害児入所施設の重度障害児支援加算など一定の加算：10円×1.0
 *2 利用者負担がある場合にはその額を控除

※6 障害児については、①通所支援、②入所支援、③障害児相談支援の区分で設定されています。

請求は、事業所・施設ごとの請求書、利用者ごとの明細書とサービス提供実績記録票等を国保連合会に送付することにより、サービス提供月ごとに翌月の10日までに行います。原則として請求月の翌月(サービス提供月の翌々月)末までに支払が行われます。

◆障害者総合支援法による1単位の単価（円）

障害者福祉サービス，地域相談支援， 計画相談支援	地域 区分 人件 費割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護，重度訪問介護，同行援護， 行動援護，重度障害者等包括支援， 短期入所，就労定着支援，自立生活援助， 計画相談支援，地域相談支援	60%	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00
生活介護	61%	11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00
施設入所支援	66%	11.32	11.06	10.99	10.79	10.66	10.40	10.20	10.00
自立訓練（機能訓練，生活訓練）， 就労移行支援，就労選択支援	59%	11.18	10.94	10.89	10.71	10.59	10.35	10.18	10.00
就労継続支援（A型，B型）	57%	11.14	10.91	10.86	10.68	10.57	10.34	10.17	10.00
共同生活援助	80%	11.60	11.28	11.20	10.96	10.80	10.48	10.24	10.00
療養介護	—	10.00							

【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号／最終改正：令和6年3月15日こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）にもとづく表】

2 相談支援の体系と計画相談支援

- ◎相談支援事業には、市町村が行うものと、「計画相談支援」「地域相談支援」があります。
- ◎計画相談支援には、サービス等利用計画の作成等に係る「サービス利用支援」と、モニタリング期間ごとに利用計画を検証する「継続サービス利用支援」があります。

1 相談支援事業の全体像

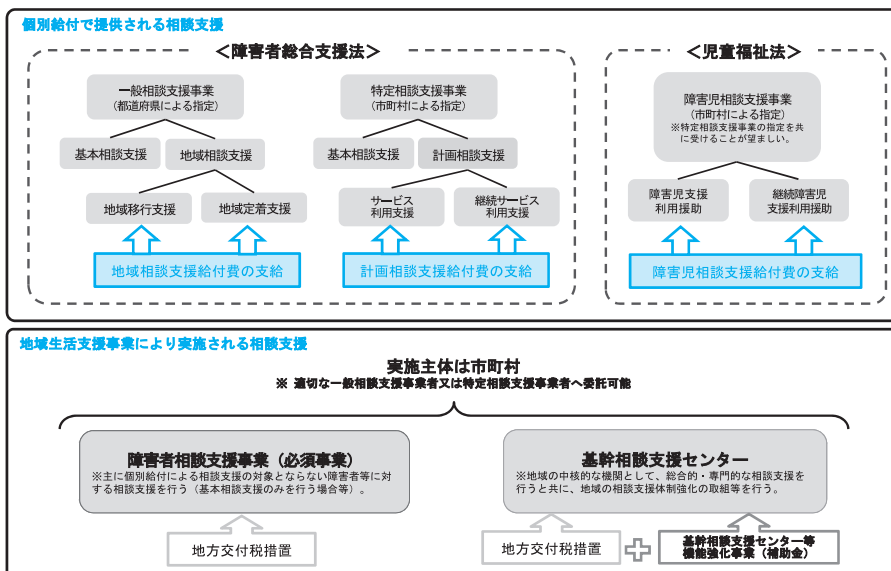
障害者は、地域のさまざまな支援を活用しながら日常生活・社会生活を営みます。障害者の個別ニーズに応じて、どのような地域資源をどのように活用できるのかを検討し、情報提供・相談・調整を行うのが相談支援事業です。相談支援事業には、市町村が地域生活支援事業として実施する基本相談支援※1と、障害福祉サービスの個別給付として行われる計画相談支援・地域相談支援があります。

基本相談支援では、障害者の福祉に関するさまざまな問題について、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供やサービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。また、市町村は、相談支援事業を効果的に実施するために、協議会（自立支援協議会）を設置し、中立・公平な事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

計画相談支援は、サービス等利用計画の作成や変更など、きめ細かいケアマネジメントを提供します。地域相談支援は、施設入所者等の地域生活への移行に向けた支援を行います。

※1 市町村は、このほか、障害者が一般住宅に入居して生活したい場合の住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、障害者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合の成年後見制度利用支援事業などを行います。

◆相談支援の体系



相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ●地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託) 	<ul style="list-style-type: none"> ■1,741市町村中 778市町村(R2.4) 45% 873市町村(R3.4) 50% 928市町村(R4.4) 53% ※箇所数は1,156ヶ所(R4.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ●社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ●社会生活を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■全部又は一部を委託 1,575市町村(91%) ■単独市町村で実施 1,046市町村(60%) ※R4.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●計画相談支援等 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応および困難事例への対応等を行う場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ■10,563ヶ所(R2.4) 23,729人 11,050ヶ所(R3.4) 25,067人 11,472ヶ所(R4.4) 26,028人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,152ヶ所(19%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■3,551ヶ所(R2.4) 3,543ヶ所(R3.4) 3,671ヶ所(R4.4)

■相談支援専門員

障害者・障害児の保護者の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な調整を行い、サービス等利用計画を作成するのが「相談支援専門員」です。

特定相談支援事業者(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行支援担当)・障害児相談支援事業者の指定基準では、事業所単位で1人以上の専従の相談支援専門員を配置することが定められています。

また、市町村の障害者相談支援事業(地域生活支援事業)は、常勤の相談支援専門員を配置する特定相談支援事業者・一般相談支援事業者に委託が認められています。

■相談支援員

機能強化型サービス利用支援費(機能強化型障害児支援利用援助費)の算定要件を満たしている指定特定相談支援事業所(指定障害児相談支援事業者)は、社会福祉士または精神保健福祉士を「相談支援員」として事業所に配置することができます(令和6年4月から)。

相談支援員は主任相談支援専門員の指導・助言の下、原則として専ら当該相談支援事業所の職務に従事します。ただし、一体的に管理運営される指定障害児相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・指定自立生活援助事業所や、市町村等が認める場合は基幹相談支援センター・障害者相談支援事業等の業務を兼務できます。

3 地域相談支援

- ◎地域相談支援には、施設入所者等の地域生活移行のための活動についての「地域移行支援」と、地域生活移行後の緊急時等の支援体制を確保する「地域定着支援」があります。
- ◎地域相談支援は、都道府県の指定を受けた一般相談支援事業者が継続的に取り組みます。

1 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人※1に、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

●地域移行支援の対象者

次のうち、地域生活移行のための支援が必要と認められる人です。

- (1)障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障害者（児童福祉施設に入所する18歳以上、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの人も対象）
- (2)精神科病院※2に入院している精神障害者
 - ①長期入院により地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近入院期間1年以上の人が対象の中心
 - ②直近入院期間1年未満で、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする人、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる人も対象となる
- (3)救護施設や更生施設に入所している障害者
- (4)刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
- (5)更生保護施設に入所している障害者、自立更生促進センター・就業支援センター・自立準備ホームに宿泊している障害者※3

なお、(4)の障害者については、保護観察所や地域生活定着支援センターが施設内で支援を行っています。その支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、矯正施設から退所するまでの間に、障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に施設外で行う支援の提供が可能と見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とします。

具体的には、刑事施設・少年院の①職員の同行が可能である障害者、②職員の同行なしでの外出・外泊を許可した障害者が想定されます。

※1 地域相談支援給付決定において、地域移行支援の有効期間は最長6か月間です。移行が具体的に見込まれる場合は6か月以内で更新され、更なる更新は必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断されます。なお、地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査します（障害支援区分の認定は行われません）。

※2 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法の指定医療機関も含まれます。

※3 矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少なくないことから、更生保護施設等に入所した障害者も支援の対象としています。

2 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います※7。「常時の連絡体制」は、携帯電話によることもできますが、緊急の事態に速やかに駆けつけられる体制が前提です。

サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要とされています。また必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等、適切な手法を通じて行います。

●地域定着支援の対象者

地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる次の障害者が対象です※8。

- (1)居宅において単身で生活する障害者
- (2)居宅において家族と同居している障害者でも、家族等が障害・疾病等のため緊急時の支援が見込めない状況にある人

●地域定着支援の運営基準

- (1)対象者ごとに、緊急時に必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成します。
- (2)利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
- (3)緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、家族や関係機関との連絡調整、一時的な滞在支援（指定障害福祉サービス事業者に委託可）等の支援を行います。

●地域定着支援台帳の作成

地域定着支援台帳は、①利用者の心身の状況、②その置かれている環境、③緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先、④その他の利用者に関する情報を記載した書面です※9。利用者が置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、また、緊急時等に適切な対応を行うために作成します。作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮します。

地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該台帳を見直し、必要に応じて変更を行います。

※7 地域定着支援の給付決定の有効期間は1年以内で、地域生活を継続していくため緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新されます（その後の更新も同じ）。

※8 対象者には、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人に加えて、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人などを含みます。共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者についての常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等は、通常、事業所の世話人等が対応するため、対象外となっています。

※9 地域定着支援台帳の様式は各事業所が定めるもので差し支えありません。

4 介護給付① 居宅における生活支援

- ◎居宅介護は、利用者の居宅で、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。重度訪問介護は、重度の肢体不自由者や知的障害・精神障害で行動に著しい困難を有する人が対象です。
- ◎同行援護は、視覚障害のため移動に著しい困難を有する人に移動の際の支援を、行動援護は、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の介護等を行います。
- ◎重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとくに高い人に複数のサービスを包括的に行います。

1 居宅介護（ホームヘルプ）

利用者が居宅で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、身体その他の状況や置かれている環境に応じて、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

●居宅介護の対象者

障害支援区分1以上の障害者と、これに相当する支援の度合いにある障害児です。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）※1は、①障害支援区分2以上で、②障害支援区分の認定調査項目で次のいずれか1つ以上に認定されている人が対象です。

歩行	「全面的な支援が必要」
移乗	「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
移動	「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排尿	「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排便	「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

※1 医療機関への通院、公的機関での手続、地域移行支援事業所・地域定着支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所への訪問、障害福祉サービス事業所の見学などを利用目的としています。

◆事業所の人員基準（概要）

従業者*1	常勤換算方法で2.5人以上
資格要件	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③居宅介護職員初任者研修修了者 ④障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ⑤重度訪問介護・同行援護・行動援護従業者養成研修修了者 等
サービス提供責任者*2 (管理者が兼務可能)	次の①～④のいずれかに該当するように配置（原則常勤、一部非常勤可） ①月間のサービス提供時間450時間当たり1人以上 ②従業者の数が10人当たり1人以上 ③利用者の数が40人当たり1人以上（通院等乗降介助のみの利用者は0.1人で計算） ④常勤で3人以上配置、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事するものを1人以上配置している場合は、③にかかわらず利用者の数が50人当たり1人以上
資格要件	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修修了者 ④居宅介護従業者養成研修修了者 ⑤介護保険の指定訪問介護事業所等のサービス提供責任者の要件に該当する人
管理者	常勤専従（支障がなければ、事業所の他の職務や他事業所・施設等の職務に従事可）

*1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の事業を併せて行う場合、①従業者は一の居宅介護事業所等として置くべき員数、②サービス提供責任者は合わせた事業規模に応じ1人以上等、③管理者は兼務可能などの特例があります。

*2 介護保険の指定訪問介護事業者等が、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を同一事業所で併せて行う場合は、指定居宅介護等の基準を満たすとみなされます。このとき、サービス提供責任者の員数は、①訪問介護等と居宅介護等の合計利用者数に応じ必要とされる員数以上、または②訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上を配置します。なお、指定居宅介護等と指定訪問介護等のサービス提供責任者は兼務することができます。

5 介護給付② 日中活動と住まいの場の提供

- ◎療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行うものです。
- ◎生活介護は、常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護などを行い、あわせて軽作業などの生活活動や、創作活動の機会を提供するものです。
- ◎施設入所支援は、障害者支援施設において、おもに夜間に、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行うものです。施設ではあわせて生活介護などの昼間サービスも実施します。
- ◎短期入所は、介護者が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で介護などを行うものです。

1 療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者※1に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の世話などを行います。主として昼間において、院内で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行います。

療養介護のうち医療に係るものは療養介護医療費として提供しますが、介護給付費とは別に療養介護医療費※2として給付されます。

●療養介護の対象者

障害者のうち、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する人です。具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする次のいずれかに該当する障害者です。

- (1)区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- (2)区分5以上に該当し、高度な医療的ケアを必要とする人
- (3)上記(1)(2)に準ずると市町村が認めた人

※1 障害児に対しては、同種のサービスが児童福祉法により児童発達支援センター等で提供されているため、対象としていません。

※2 対象者には療養介護についての「障害福祉サービス受給者証」とともに「療養介護医療受給者証」が交付されます（医療部分と食費部分の負担上限月額を記載）。事業所（医療機関）は療養介護医療費を審査支払機関に請求しますが、食事等の標準負担額に負担上限月額が設定され一部公費対象が発生した場合は、その一部公費負担分は介護給付費等と併せて市町村に請求することになります。

■サービス管理責任者作成の療養介護計画にもとづくサービス提供

療養介護は、サービス管理責任者が次のように作成する個別支援計画（療養介護計画）にもとづき提供されます。

- (1)療養介護計画の作成に当たって面接によるアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。
- (2)総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標と達成時期等を記載した療養介護計画の原案を作成します。

- (3)サービス提供者会議を開催し、計画原案について意見を求めます。
- (4)計画原案を利用者・家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。そして、作成した計画を利用者に交付します。
- (5)計画の実施状況を把握し（モニタリング）、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて変更します。モニタリングに当たり、利用者・家族等と継続的に連絡、定期的に利用者に面接し、結果を記録します。

6 訓練等給付

- ◎自立訓練（機能訓練）は障害者の身体機能の維持・向上を、自立訓練（生活訓練）は生活能力の維持・向上を図ります。
- ◎就労移行支援は、一般企業等への就労に向けた必要な訓練などを行います。就労継続支援は、一般企業等への就労が困難な人に就労の機会を提供し、必要な訓練などを行います。
- ◎就労定着支援は、通常の事業所に雇用された障害者の就労継続を図るための助言等を行います。
- ◎自立生活援助は、随時の通報による訪問等により、生活の環境整備の援助を行います。
- ◎共同生活援助は、主に夜間に、共同生活を行う住居で日常生活の世話などを行います。

1 自立訓練（機能訓練）

障害者に対し、理学療法・作業療法など必要なリハビリテーションと、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います※1。障害者支援施設あるいはサービス事業所が実施しますが、通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせて行われます。

●自立訓練（機能訓練）の対象者

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要となる、次のような障害者※2です。

- (1)施設・病院を退所・退院後、地域生活移行等を図るうえで、身体的リハビリの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- (2)特別支援学校を卒業した人のうち、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

※1 利用期間は、標準期間1年6カ月（頸随損傷による四肢の麻痺等3年）内で利用者ごとに設定されます〔→28頁〕。

※2 自立訓練は平成30年度から機能訓練・生活訓練ともに、障害の区別なく利用可能となりました。なお、自立訓練をはじめとした訓練等給付費のサービスは地域での自立した生活を図るもので、保護者等のもので生活を送ることを前提としている障害児は対象とはなりません。

◆事業所の人員基準・設備基準（概要）

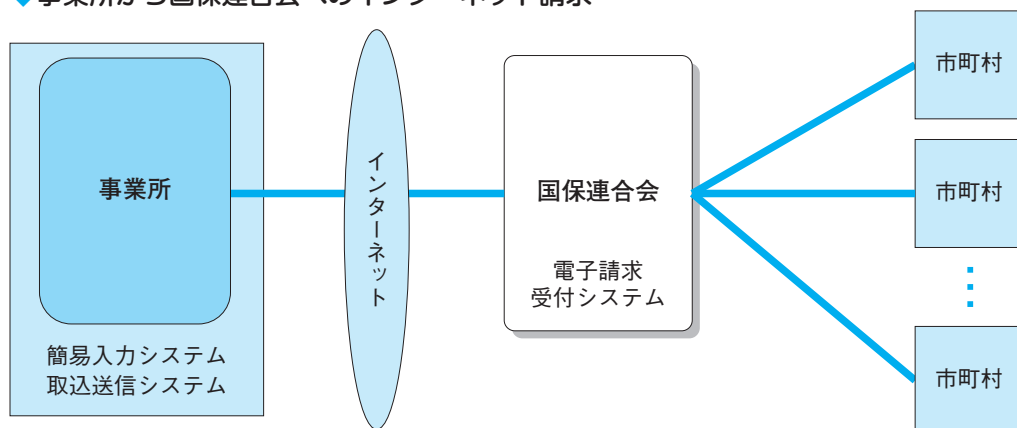
①看護職員	保健師、看護師、准看護師または看護補助者を、事業所ごとに1人以上（最低1人は常勤）	①②③の従業者の総数は、事業所ごとに、常勤換算で利用者6:1以上を満たすことが必要
②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	事業所ごとに1人以上配置 ※確保が困難な場合、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師をもって代えることができる（機能訓練指導員） ※日常生活などを通じての機能訓練は、生活支援員が兼務して行ってよい	
③生活支援員	事業所ごとに1人以上（最低1人は常勤） 訪問によるサービス提供を行う場合は、別に訪問業務を担当する生活支援員を1人以上配置	
サービス管理責任者	利用者60人までは1人、60人を超える部分は40:1以上となるように配置 1人以上は常勤（原則として直接サービスの提供を行う生活支援員等の職務を兼務できない）	
管理者	専従。支障がなければ次の兼務が可能。①当該事業所のサービス管理責任者・従業者、②他の事業所・施設等の管理者・サービス管理責任者・従業者（管理業務に支障がない場合）	
訓練・作業室	訓練・作業に支障がない広さ／必要な機械器具等を備える	
相談室	間仕切り等を設ける（支援に支障がない場合、多目的室と兼用可能）	
洗面所／便所	利用者の特性に応じたもの	このほか、多目的室等、運営に必要な設備

第 I 編 サービスのしくみ

第 3 章 事業所による給付費の請求

1 介護給付費等の請求と支払い……………82	3 簡易入力システム等を使用した請求……93
1 サービス提供から請求までの流れ……………82	1 簡易入力システムの基本的な流れ……………93
2 請求情報の審査……………86	2 サービス提供実績記録票……………96
3 請求情報の修正……………87	■請求明細書の自動作成……………98
2 電子請求受付システム……………88	3 請求明細書……………100
1 電子請求受付システム利用の準備……………88	4 利用者負担上限額管理結果票……………104
2 請求から通知文書取得までの流れ……………89	5 請求情報の作成……………106
3 代理人による請求（代理請求）……………91	6 請求情報の送信……………107

◆事業所から国保連合会へのインターネット請求



電子請求受付システム	
介護電子請求受付システム	介護保険のインターネット請求を行うためのシステム
障害者総合支援電子請求受付システム	障害者総合支援のインターネット請求を行うためのシステム
代理人申請電子請求受付システム	代理人情報申請、証明書の発行申請を行うためのシステム
簡易入力システム	請求情報の入力や送信を行うことができる国保中央会のソフトウェア
取込送信システム	市販の事業所業務管理ソフトウェアで作成したCSVファイルを取り込んで、送信を行うことができる国保中央会のソフトウェア

※本章は「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書（サービス事業所編）」、および国民健康保険中央会「障害福祉サービス費等のインターネット請求について」「代理人申請 電子請求をはじめの前に」「簡易入力システム操作マニュアル」「取込送信システム操作マニュアル」「請求事務ハンドブック」にもとづき、その一部を引用（抜粋）して作成しています。

1 介護給付費等の請求と支払い

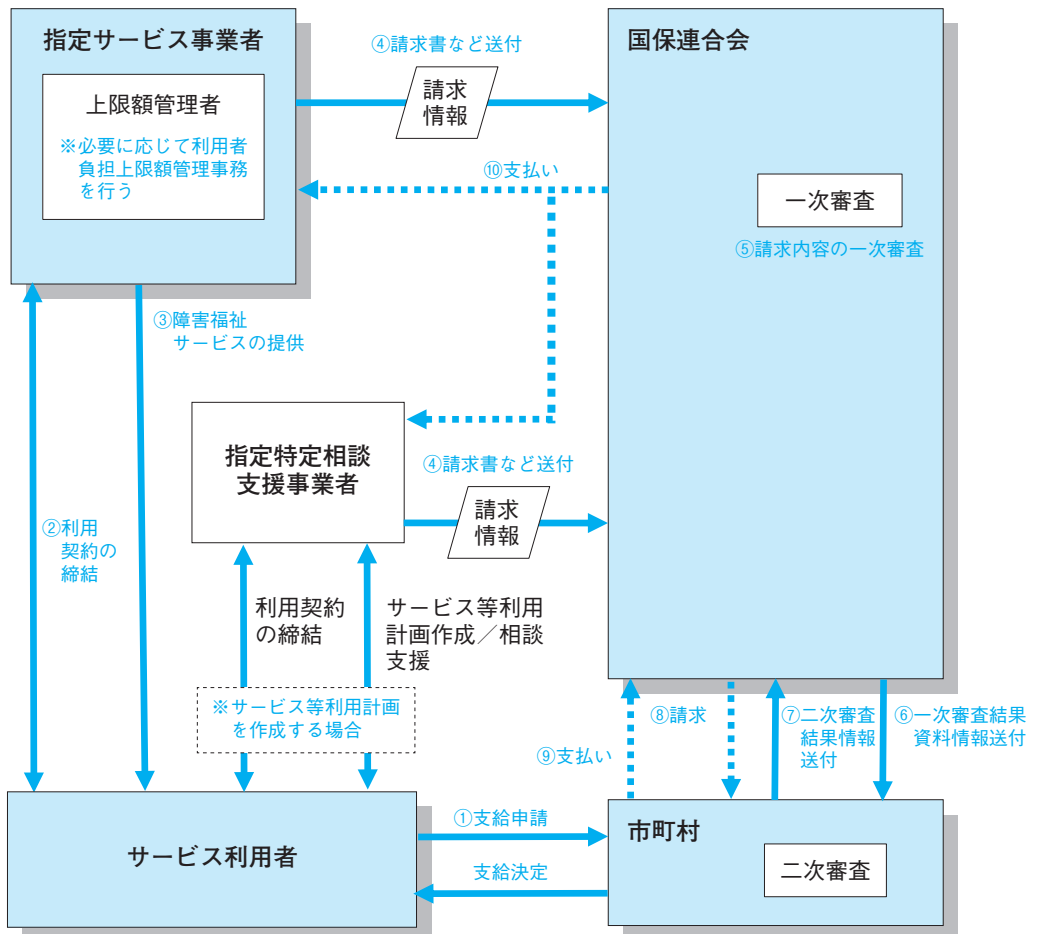
- ◎ サービスを提供した事業所は、その翌月に国民健康保険団体連合会に介護給付費等の請求情報をインターネットで送信します。介護給付費等は、原則としてサービス提供の翌々月に支払われます。
- ◎ 請求情報の送信等は、サービス事業者・国民健康保険団体連合会・市町村等をつなぐ「電子請求受付システム」によってインターネットを介して行われます。

1 サービス提供から請求までの流れ

障害福祉サービスや障害児支援に係る介護給付費・訓練等給付費等の請求受付および審査支払業務は、市町村が国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して行っています。請求情報の送信等はインターネットを介して行われており、サービス事業者・国保連合会・市町村等をつなぐこのしくみが「電子請求受付システム」です。

サービス事業者は電子請求受付システムを使って、請求や状況照会、請求取下げ依頼、通知文書取得等を行います。

◆ 指定サービス事業者のサービス提供と請求



2 電子請求受付システム

◎サービス事業者は、電子請求受付システムによって請求情報を国保連合会へ送信します。また、電子請求受付システムを利用して、事業者は各種文書を受け取ることができます。

1 電子請求受付システム利用の準備

事業者が電子請求受付システムの利用を開始するに当たっては、電子請求受付システム内「はじめての方」に掲載されている「電子請求をはじめの前に」の手順に沿って事前準備を行います。必要書類は、国保連合会より郵送されます。

①導入準備作業

パソコン※1の準備が完了したら電子請求受付システムに接続し、国保連合会から通知されたテストユーザID・仮パスワードでログインします。仮パスワードは、推測されにくいものに変更します。

②電子証明書の取得

インターネット請求に必要な電子証明書※2の発行を申請します。また、発行された証明書をダウンロードした後、事業所のパソコンにインストールを行います※3。

③ダウンロードおよびセットアップ

必要なソフトウェアやマニュアルをダウンロードします。

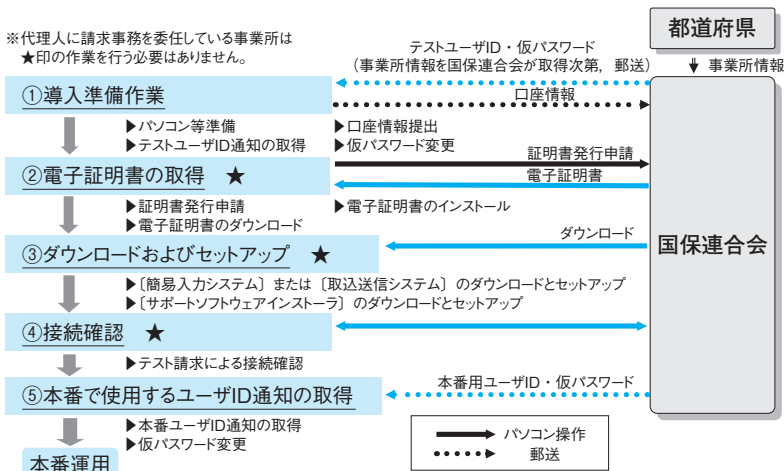
④接続確認

次頁からの内容と同様の操作で、接続を確認します。

⑤本番で使用するID通知の取得

国保連合会から通知された本番用ユーザID・仮パスワードでログインします。仮パスワードは①と同様に変更します。

◆電子請求受付システムの導入準備から運用まで



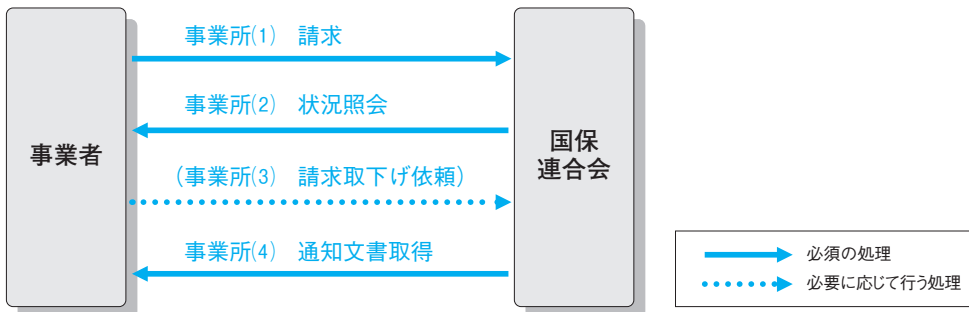
※1 動作環境は電子請求受付システム総合窓口 (<http://www.e-seikyuu.jp/>) から確認できます。

※2 用途に応じ、障害者総合支援証明書（障害者総合支援の請求のみ可能）または介護・障害共通証明書（障害者総合支援および介護保険の請求が可能）のいずれかを選択します。

※3 証明書の発行申請および電子証明書のインストールには「証明書発行用パスワード」が必要です。

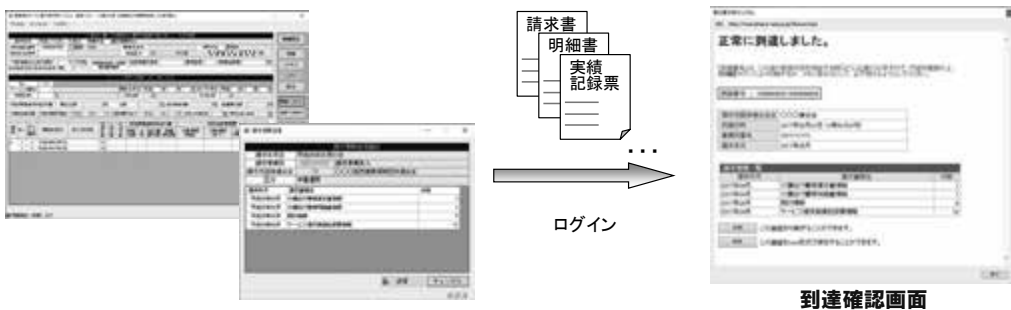
2 請求から通知文書取得までの流れ

サービス事業者が基本的に毎月行うことになる、請求から通知文書取得までの流れは以下のとおりです。なお、代理請求の場合は流れが異なります。



(1)請求

事業者は、市販の事業所業務管理ソフトウェアや簡易入力システムを使って請求情報を入力し、インターネット経由で請求情報の送信を行います。簡易入力システム以外のソフトウェアを使っている場合、取込送信システムを使用して請求情報を送信します。



簡易入力システムによる入力・送信画面

送信結果は到達確認画面に表示されます。

(2)状況照会

電子請求受付システムにより、請求の状況を照会することができます。

事業所が行った請求が一覧表示されます。



照会一覧画面

1件の請求情報について詳細情報が表示されます。



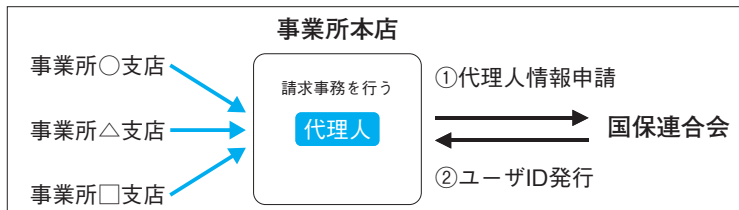
請求情報詳細画面

(2)代理請求の主なパターン

①同一事業者が同一県内で運営する複数事業所の請求を、本店担当者等がまとめて行う場合

同一県内で複数事業所を運営している事業者が代理請求を行う場合、事業者は、事業所が所在する都道府県の国保連合会に対し、代理人申請電子請求受付システム上で代理人情報申請を行います。

国保連合会は、代理人情報申請の確認・承認を行い、代理人が代理人申請電子請求受付システムで使用するユーザIDを発行します。

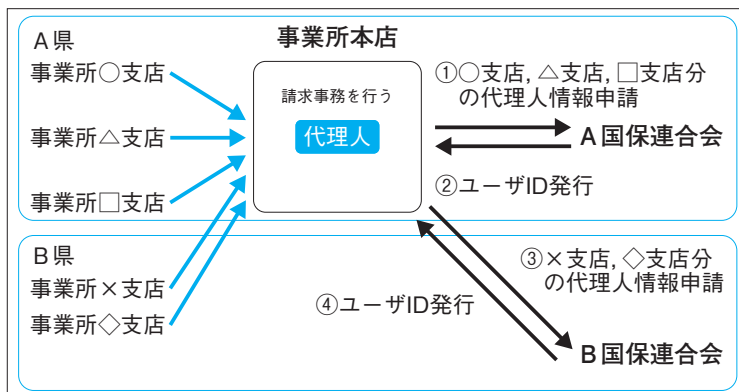


- ※1 ユーザIDはメールで代理人に通知されます。
- ※2 複数事業所の請求を行う場合でも、1つの電子証明書を利用して請求を行うことができます。

②同一事業者が複数県で運営する複数事業所の請求を、本店担当者等がまとめて行う場合

複数県で複数事業所を運営している事業者が代理請求を行う場合、事業所が所在する都道府県の国保連合会に対し、代理人申請電子請求受付システム上で代理人情報申請を行います。

各都道府県の国保連合会は、代理人情報申請の確認・承認を行い、代理人が代理人申請電子請求受付システムで使用するユーザIDを発行します。

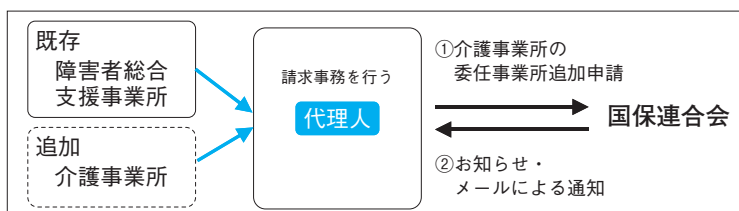


- ※1 A県のユーザIDはメールで代理人に通知されます。
- ※2 B県のユーザIDはお知らせおよびメールで代理人に通知されます。
- ※3 [③×支店, ◇支店分の代理人情報申請]を行う際、[②ユーザID発行]で取得したユーザIDを用いて行います。
- ※4 複数県にまたがる複数事業所の請求を行う場合でも、1つの電子証明書を利用して請求を行うことができます。

③既存の障害者総合支援事業所に加えて、介護保険事業所の代理請求を行う場合

既存の障害者総合支援事業所に加えて、介護保険事業所の代理請求を行う場合、代理人は介護保険事業所が所在する都道府県の国保連合会に対し、代理人申請電子請求受付システム上で委任事業所追加の申請を行います。

国保連合会は、申請情報の確認・承認を行い、代理人に対し結果を通知します。



- ※1 代理人のユーザIDが新たに発行されることはありません。
- ※2 既存の代理請求に使用している電子証明書が障害者総合支援証明書である場合、新たに介護保険事業所の請求を行うためには、介護・障害共通証明書、または介護保険証明書を取得する必要があります。既存の代理請求に使用している電子証明書が介護・障害共通証明書である場合、新たに電子証明書を取得する必要はありません。

3 簡易入力システム等を使用した請求

- ◎障害福祉サービスのサービス事業者が、請求情報の作成や電子請求受付システムへの送信を行うには事業所業務管理ソフトウェアを用います。
- ◎「簡易入力システム」は、国民健康保険中央会が提供する事業所業務管理ソフトウェアです。

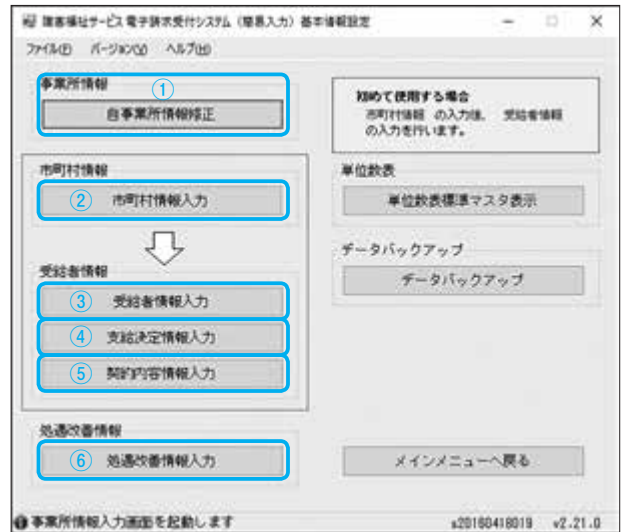
1 簡易入力システムの基本的な流れ

(1)基本情報の設定（登録）

請求情報を作成するためには、下表の項目の登録が必要です。なお、簡易入力システムを初めて起動する場合、事業所の情報を登録します。事業所情報の修正は、[自事業所情報修正]で行います。

①事業所情報	基本／明細（サービス提供状況に応じた加減算等）
②市町村情報	受給者証の市町村
③受給者情報	基本／詳細（障害支援区分、利用者負担上限月額、支給決定内容等）
④支給決定情報	サービス内容、決定支給量、最大提供量、支給決定開始日・終了日
⑤契約内容情報	サービス内容、契約支給量、契約開始日・終了日
⑥処遇改善情報	適用開始年月、区分等

【基本情報設定】画面



【詳細メニュー】画面《基本情報設定》タブ



第 I 編 サービスのしくみ

第 4 章 令和 6 年度報酬改定のポイント

1 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（令和 6 年 2 月 6 日・厚生労働省・こども家庭庁資料）

■障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算について……111
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実……112
- ・拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価……112
- ・障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）……113
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実……113
- ・障害者の意思決定支援を推進するための方策……114
- ・障害者虐待の防止・権利擁護……114
- ・障害福祉現場の業務効率化……115
- ・業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化……115
- ・障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上……116
- ・情報公表未報告の事業所への対応……116
- ・地域区分の見直し……117
- ・補足給付の基準費用額の見直し……117

■各サービスにおける改定事項

- ・障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応……118
- ・重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実……118
- ・生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し……119
- ・医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等……119
- ・障害者支援施設における地域移行を推進するための取組……120
- ・グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実……120
- ・共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し……121
- ・共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）……121
- ・就労移行支援事業の安定的な事業実施……121
- ・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実……122
- ・地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等……122
- ・就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価……123
- ・就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価……123
- ・就労定着支援の充実……124

- ・新たに創設される就労選択支援の円滑な実施……124
- ・相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策……125
- ・児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実……126
- ・質の高い発達支援の提供の推進……126
- ・支援ニーズの高い児への支援の充実……127
- ・家族支援の充実……128
- ・インクルージョンの推進……129
- ・障害児入所施設における支援の充実……129

2 報酬の算定構造とサービス提供実績記録票

1. 居宅介護サービス費……130
2. 重度訪問介護サービス費……132
3. 同行援護サービス費……134
4. 行動援護サービス費……136
5. 療養介護サービス費……138
6. 生活介護サービス費……139
7. 短期入所サービス費……144
8. 重度障害者等包括支援サービス費……147
9. 施設入所支援サービス費……149
10. 機能訓練サービス費……152
11. 生活訓練サービス費……154
12. 宿泊型自立訓練サービス費……157
13. 就労移行支援サービス費……160
14. 就労移行支援（養成）サービス費……162
15. 就労継続支援 A 型サービス費……165
16. 就労継続支援 B 型サービス費……168
17. 就労定着支援サービス費……172
18. 就労選択支援サービス費……174
19. 自立生活援助サービス費……175
20. 共同生活援助サービス費……178
21. 計画相談支援給付費……184
22. 障害児相談支援給付費……185
23. 地域相談支援給付費（地域移行支援）……186
24. 地域相談支援給付費（地域定着支援）……188
25. 福祉型障害児入所施設給付費……190
26. 医療型障害児入所施設給付費……195
27. 児童発達支援給付費……197
28. 放課後等デイサービス給付費……205
29. 居宅訪問型児童発達支援給付費……211
30. 保育所等訪問支援給付費……213
31. (旧)主として難聴児経過的児童発達支援給付費……215
32. (旧)主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費……219
33. (旧)医療型経過的児童発達支援給付費……221

3 請求書と明細書……223

児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
 (①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

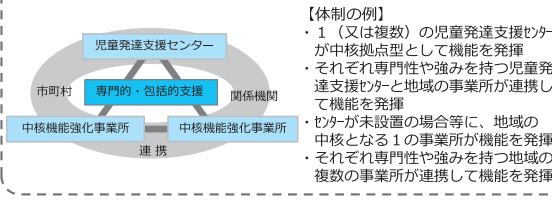
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年(令和9年3月31日までの)経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイザー・コンサルテーション機能
 - ③地域のインクルージョンの中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



児童発達支援センター(中核拠点型)

新設《中核機能強化加算》 22~155単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制 取組 要件	(I) イ+ロ+ハ全てに適合 55~155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(II) イ+ロ 44~124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組(障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等)
	(III) イ又はロ 22~62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等)

基本要件
 ・ 地域における中核機関としての体制・取組
 ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス(中核機能強化事業所)

新設《中核機能強化事業所加算》 75~187単位/日
 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

質の高い発達支援の提供の推進①

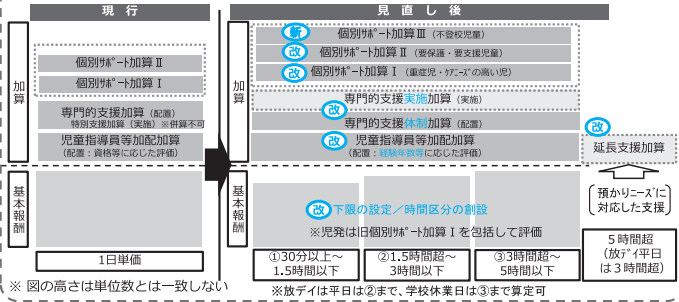
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
 (①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
 (※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムを作成・公表を求め《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- **児童指導員等加算加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算及び特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラムの未公表減算》
 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加算加算》

【現行】	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	児童指導員等を配置	49~123単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日
【改定後】	児童指導員等を配置	75~187単位/日
	常勤専従・経験5年以上以上	59~152単位/日
	常勤専従・経験5年未満	49~123単位/日
	常勤換算・経験5年以上	43~107単位/日
	常勤換算・経験5年未満	36~90単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】

- 専門的支援加算
 - 理学療法士等を配置 75~187単位/日
 - 児童指導員を配置 49~123単位/日
 - 特別支援加算 54単位/回
- 特別支援加算 54単位/回

【改定後】

- 専門的支援加算 49~123単位/日
- 専門的支援実施加算 150単位/回(原則月4回まで、利用日数等に応じて最大6回まで)

※ 体制加算: 理学療法士等を配置 (放デイは2回~6回まで) 実施加算: 専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

1. 居宅介護サービス費

色字：令和6年度見直し箇所

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	基礎研修課程修了者等により行われる場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上を一応急を行う場合	身体拘束薬の投与実施減算	虐待防止措置の実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	障害吸引等支援体制加算	
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	1時間未満 (193単位) 1時間以上1時間30分未満 (277単位)	1時間30分以上2時間未満 (461単位) 2時間以上2時間30分未満 (553単位) 3時間以上 (637単位) ※3時間以上(838単位に30分を増すごとに+83単位)	×200/100 夜間もしくは早朝の場合 +20/100 深夜の場合 +50/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上を一応急を行う場合 +80/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上を一応急を行う場合 +85/100	×99/100	×99/100	×95/100 注：令和7年4月1日から適用	×95/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	1回につき100単位を加算	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算	
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	1時間30分以上2時間未満 (461単位) 2時間以上2時間30分未満 (553単位) 3時間以上 (637単位)	×70/100											
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (108単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (239単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)	1時間未満 (108単位)	×90/100	×90/100										
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (108単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+69単位)	1時間未満 (108単位)	×90/100	×90/100										
ホ 通院等乗降介助	(1) 30分未満 (108単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位) (4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+69単位)	1時間未満 (108単位)	×90/100	×90/100										
初回加算	(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
福祉専門職員等選考加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)													
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×417/1,000)													
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×402/1,000)													
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×347/1,000)													
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×273/1,000)													
ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×228/1,000)													
六 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位×183/1,000)													
七 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位×154/1,000)													
八 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位×129/1,000)													
九 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位×104/1,000)													
十 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1月につき +所定単位×79/1,000)													
十一 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1月につき +所定単位×54/1,000)													
十二 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	(1月につき +所定単位×29/1,000)													
十三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	(1月につき +所定単位×4/1,000)													
十四 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	(1月につき +所定単位×-1/1,000)													
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年1月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能														
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×274/1,000)													
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×200/1,000)													
ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×111/1,000)													
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														
イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×70/1,000)													
ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×55/1,000)													
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×45/1,000)													
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能														

(様式1)

令和〇〇年4月分

居宅介護サービス提供実績記録票

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画		サービス提供時間		算定時間数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	利用者確認欄	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数	乗降						
1	日	身体	10:00	11:30	1.5		1.5	1	1			
2	月	通院(伴う)	10:00	11:00	1		1					
5	木	家事	15:00	16:15	1.25		1.25					
5	木	家事(基礎等)					1.25					
13	金	乗降	18:00	18:30		1		1				
15	日①	身体	13:00	16:00	3		3					
15	日②	身体	14:00	15:00	1		1					
16	月①	身体	13:00	15:00	2		2					
16	月②	身体(基礎等)	14:00	16:00	2		2					
30	月	身体(重訪)	22:00	23:00	1		1					
3	火	通院(伴う)	10:00	11:30	1		1					運転中10:15~10:45を除く
10	火	身体	8:00	11:00	1.5		1.5					空き時間8:45から10:00/10:45から11:00
17	日											
19	日											
合計												

■旧様式からの変更点
・様式変更なし

1時間を二人派遣で提供した場合、各利用日に係る欄の算定時間数は1時間とし、下の合計欄においては2時間を記載する。(1時間×2人=2時間)

○△□事業所

家事援助 5時間/月
通院介助(身体介護伴う) 5時間/月

初回加算を算定する場合、「1」を記載する。

当初の計画と実績においてヘルパーの資格が変更(例:初任者等→基礎等)した場合、2行に分けて記載する。
※報酬の算定は基礎等の単価により算定する。(例:計画時基礎等→実績時初任者等に変更の場合も報酬の算定は基礎等の単価により算定する。)

乗降の場合は回数を記載する。

二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。
一行目は全体の通算時間を記載する。
二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。

減算対象となる従業者によりサービス提供した場合は、当該従業者の資格(基礎等)(重訪)を併記する。

二人派遣の時間帯がある場合で、1人目と2人目の従業者要件(基礎研修課程修了者や重度訪問研修修了者)が異なる場合は、それぞれ行を分けて記載する。

事例は、通院等乗降介助を行い、かつ、通院等乗降介助の前後に連続して20~30分程度以上の身体介護を行うことにより通院介助(身体介護を伴う)を算定する場合の記載例。全体の通算時間は10:00~11:30であるが、10:15~10:45はヘルパーが運転中の例。算定時間数については、ヘルパーの運転時間0.5時間を除いた時間数を記載する。

(注)3日、10日の利用分については、本資料作成都合上、暦の順序から分けて記載していません。

2時間以上サービス間隔があかなかつた場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する。
算定時間数は、通算時間の3時間-空き時間の1.5時間=1.5時間

緊急時対応加算を算定する場合、「1」を記載する。

当該サービス提供月において、居宅介護計画に記載したサービス提供予定日、その曜日を記載する。
また、ヘルパーを2人派遣する場合で2行に分けて記載する場合はヘルパーごとに番号(丸囲み)を記載する。(様式2及び様式3-1についても同様。)

算定時間数の内訳を集計する。

ヘルパーの資格により適用される単価ごとに算定時間を記載する。

福祉専門職員等連携加算を算定する場合、「1」を記載する。

事業所と同一敷地の建物又は利用者が20人以上居住する建物の利用者に提供した場合、「同一建物減算」を記載する。
事業所と同一敷地の建物であつて利用者が50人以上居住する建物の利用者に提供した場合、「同一建物減算(大規模)」を記載する。

計画時間数計	内訳(適用単価別)				算定時間数計
	100%	90%	70%	重訪	
14	12	2	1	15	
2	3			3	
1.25	1.25			1.25	
	1	1		1	

枚中 枚

17. 就労定着支援サービス費

基本部分	注	注	注	注	注	注	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (5) 就労定着率が9割以上7割未満の場合 (6) 就労定着率が9割以上5割未満の場合 (7) 就労定着率が9割未満の場合	(1月につき3,512単位) (1月につき3,346単位) (1月につき2,768単位) (1月につき2,234単位) (1月につき1,690単位) (1月につき1,433単位) (1月につき1,074単位)	就労定着支援サービスの負数が基準に満たない場合 減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	サービス管理責任者の負数が基準を満たさない場合 減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	就労定着支援計画が作成されていない場合 減算が適用される月から9月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	次優待制構築未実施減算 ×90/100	注1前止措置未実施減算 ×99/100 注2 令和7年4月1日から適用 ×95/100	情報公表未報告減算 ×95/100 特別地域加算 +240単位

地域連携会議実施加算 イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)	(1回につき、379単位を加算) (1回につき、405単位を加算)	注 (1)(ロ)を合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。
--	--------------------------------------	------------------------------------

初期加算	(1月につき900単位を加算)
------	-----------------

就労定着実績体制加算	(1月につき300単位を加算)
------------	-----------------

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	(1月につき120単位を加算)
----------------------	-----------------

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1月につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1月につき +所定単位×103/1,000) (1月につき +所定単位×6/1,000) (1月につき +所定単位×85/1,000) (1月につき +所定単位×69/1,000) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×90/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×86/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×8/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×6/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×73/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×0/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×65/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×73/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×6/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×82/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×56/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×0/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×48/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×35/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年6月1日から算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能
---	---	--

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×64/1,000) (1月につき +所定単位×47/1,000) (1月につき +所定単位×26/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---	--	---

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
------------------	------------------------	---

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×13/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能
---------------------	------------------------	---

(様式22)

令和〇〇年4月分

就労定着支援提供実績記録票

■旧様式からの変更点

- ・【定着支援連携促進加算】欄の名称を【地域連携会議実施加算】欄に変更
- ・【地域連携会議実施加算】欄の吹き出しを変更

業所番号	9910000001
業所	〇〇事業所

日付	曜日	支援実績			利用者確認欄	備考
		算定日数	特別地域加算	地域連携会議 実施加算		
1	日	1	1			自宅等訪問
5	木	1		1		企業訪問
9	月	1				関係機関訪問
16	月	1				障害者本人・家族等の来所
合計		4日	1回	1回		

本体報酬の対象となる支援を実施した場合は、「算定日数」欄に「1」を記載する。

地域連携会議実施加算(I)を算定する場合、「1」を記載する。
地域連携会議実施加算(II)を算定する場合、「2」を記載する。

特別地域加算の対象となる支援を実施した場合は、「1」を記載する。

本体報酬を算定する上で必要な支援レポートを共有した日を記載する。

初期加算	利用開始日	〇〇年4月1日	支援レポート共有日	〇〇年5月1日
------	-------	---------	-----------	---------

31. (旧) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費②

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
				障害児が受ける場合	利用者の数が利用定員を超えている場合	通常定員計画が作成されていない場合	期間時間減算	自己負担結果等未公表減算	児童が利用プログラム未公表減算 注：令和7年4月1日から適用	身体障害者未実施減算	非障部止用児未実施減算	療育継続計画未実施減算	療育計画未実施減算	人工的矯正装置使用費追加算 (1日あたり)	児童が利用定員を超えている場合 (1日につき)	療育の支援体制確保 (1日につき)						
(3)医療的ケア等(3点以上)の場合	(四) 定員41人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,954単位)	985/1000	70/100	減算が適用される児童等から2月目まで×70/100、3月以上継続して障害のある児童等×80/100	4時間未満×70/100 4時間以上8時間未満×85/100	85/100	×85/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	+445単位	(1) 実働率 区分1+42単位 区分2+34単位 区分3+26単位 (2) 実働率 区分1+42単位 区分2+34単位 区分3+26単位 (3) 実働率 区分1+42単位 区分2+34単位 区分3+26単位 (4) 実働率 区分1+42単位 区分2+34単位 区分3+26単位 (5) 子どもの発達支援員が1名以上20単位	+27単位						
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,978単位)																			
		区分3(3時間超5時間以下)	(2,025単位)																			
	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,010単位)														+603単位	+41単位				
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,043単位)																			
		区分3(3時間超5時間以下)	(2,110単位)																			
	(二) 定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,824単位)																+531単位	+41単位		
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,853単位)																			
		区分3(3時間超5時間以下)	(1,910単位)																			
	(三) 定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,712単位)																		+488単位	+35単位
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,738単位)																			
		区分3(3時間超5時間以下)	(1,790単位)																			
(四) 定員41人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(1,616単位)	+445単位	+27単位																		
	区分2(1時間30分超3時間以下)	(1,640単位)																				
	区分3(3時間超5時間以下)	(1,687単位)																				
(4) (1)から(3)以外の場合	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)			(1,332単位)	+603単位	+41単位															
		区分2(1時間30分超3時間以下)			(1,365単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下)			(1,432単位)																	
	(二) 定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)			(1,148単位)			+531単位	+41単位													
		区分2(1時間30分超3時間以下)			(1,175単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下)			(1,233単位)																	
	(三) 定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)			(1,035単位)					+488単位	+35単位											
		区分2(1時間30分超3時間以下)			(1,061単位)																	
		区分3(3時間超5時間以下)			(1,113単位)																	

(様式第四)

障害児相談支援給付費明細書

都道府県等番号

令和

年

月分

受給者証番号

給付決定保護者氏名

指定事業所番号

請求事業者

事業者及びその事業所の名称

地域区分

	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
給付費明細欄	■旧様式からの変更点 ・様式変更なし					

枚中

枚目

I-4 令和6年度報酬改定のポイント

(様式第五) 特例障害児通所給付費等明細書

市町村番号 令和 年 月 日
 形成自治体番号

登録事業所番号

請求事業者

受給者証番号

通所給付決定保護者氏名

通所給付決定に係る障害児氏名

事業者及びその事業所の名称

地域区分

利用者負担上限月額(①)

指定事業所番号 管理結果 管理結果額

管理事業所

サービス種別	算定期間				令和6年度				令和7年度				
	種別	開始	終了	日数	種別	開始	終了	日数	種別	開始	終了	日数	
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	概要								

■旧様式からの変更点
-注釈の記載の追加

サービス種別コード	サービス利用日数	日				合計
給付単位数						
単位数単価						
総費用額						
1原簿当額						
利用者負担額②						
上級管理費(利用者負担額)						
調整後利用者負担額						
上級管理費(利用者負担額)						
決定利用者負担額						
請求額						
請求額(※請求額控除額)						
自治体助成分請求額						

枚中 枚目

注 当該給付決定に係る障害児が児童福祉施設法令(昭和29年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額(①)」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担月額額を記入することとする。

(様式第七) 特例障害児相談支援給付費明細書

都道府県等番号 令和 年 月 日

登録事業所番号

請求事業者

受給者証番号

給付決定保護者氏名

事業者及びその事業所の名称

地域区分

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	概要
■旧様式からの変更点 -様式変更なし					

給付者負担額

枚中 枚目

(様式第六) 特例障害児相談支援給付費請求書

令和 年 月 日

(請求先)

登録事業所番号

住所(所在地)

電話番号

事業者

名称

職・氏名

■旧様式からの変更点
-様式変更なし

下記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求金額	百万	千	円	区分	件数	地域区分	単位数	請求額	円
障害児相談支援									

請求者	フリガナ	単位数	請求額	円
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
障害児相談支援	氏名			
小計				

障害児相談支援利用援助の場合は計画作成日、継続障害児相談支援利用援助の場合はモニタリング日を記載する。

枚中 枚目

(様式第八) 特例障害児通所給付費等請求書

令和 年 月 日

(請求先)

登録事業所番号

住所(所在地)

氏名

■旧様式からの変更点
-様式変更なし

下記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求金額	百万	千	円	区分	件数	単位数	費用合計	給付費請求額	利用者負担額	自治体助成額
特例障害児通所給付費										
小計										
高額障害児通所給付費										
小計										
合計										

第Ⅱ編 費用算定基準(単位数表)

第1章 障害者総合支援法に係る報酬

第1節 計画相談支援

計画相談支援費用額算定基準……………	238
計画相談支援……………	240

第2節 地域相談支援

地域相談支援費用額算定基準……………	280
第1 地域移行支援……………	280
第2 地域定着支援……………	296

第3節 障害福祉サービス

障害福祉サービス費用額算定基準……………	304
第1 居宅介護……………	322
第2 重度訪問介護……………	348
第3 同行援護……………	370

第4 行動援護……………	386
第5 療養介護……………	400
第6 生活介護……………	416
第7 短期入所……………	462
第8 重度障害者等包括支援……………	498
第9 施設入所支援……………	516
第10 自立訓練(機能訓練)……………	552
第11 自立訓練(生活訓練)……………	580
第11の2 就労選択支援……………	626
第12 就労移行支援……………	632
第13 就労継続支援A型……………	664
第14 就労継続支援B型……………	696
第14の2 就労定着支援……………	734
第14の3 自立生活援助……………	746
第15 共同生活援助……………	762

第2 重度訪問介護

算定構造→132頁

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 **186単位**
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 **277単位**
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 **369単位**
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 **461単位**
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 **553単位**
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 **644単位**
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 **736単位**

- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 **821単位**に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**85単位**を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 **1,505単位**に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**85単位**を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 **2,184単位**に所要時間 12 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**81単位**を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 **2,834単位**に所要時間 16 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**86単位**を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 **3,520単位**に所要時間 20 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**80単位**を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 **186単位**
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 **277単位**
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 **369単位**
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 **461単位**
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 **553単位**
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 **644単位**
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 **736単位**

- (8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 **821単位**に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**85単位**を加算した単位数
- (9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 **1,505単位**に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**85単位**を加算した単位数
- (10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 **2,184単位**に所要時間 12 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**81単位**を加算した単位数
- (11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 **2,834単位**に所要時間 16 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**86単位**を加算した単位数
- (12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合 **3,520単位**に所要時間 20 時間から計算して所要時間30分を増すごとに**80単位**を加算した単位数

障害福祉サービス
① 居宅介護
② 重度訪問
③ 同行援護
④ 行動援護
⑤ 療養介護
⑥ 生活介護
⑦ 短期入所
⑧ 重度包括
⑨ 入所支援
⑩ 機能訓練
⑪ 生活訓練
⑪-2 就労選択
⑫ 就労移行
⑬ 就労継続A
⑭ 就労継続B
⑭-2 就労定着
⑭-3 自立生活
⑮ 共同生活

(2) 重度訪問介護サービス費

〔1・イ、ロ〕 重度訪問介護サービス費の算定について〔第二・2・(2)・②〕

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、食事や排せつ等の身体介護、調理や洗濯等の家事援助、コミュニケーション支援や家電製品等の操作等の援助及び外出時における移動中の介護が、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものである。

したがって、重度訪問介護については、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものであること。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

また、外出時において、行動援護サービスを利用する場合の方が適している場合にあっては、重度訪問介護に加えて、行動援護サービス費を算定することは差し支えないこととする。

なお、病院等に入院又は入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合の重度訪問介護サービス費の算定については以下のとおりとする。

(一) 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付等(以下「他法給付」という。)が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されることに留意されたい。

なお、他法給付のうち、健康保険法の規定による療養の給付を受けている患者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第7号において、「保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。」と、介護保険法の規定による介護給付を受けている入所者等についても、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)等において、「介護老人保健施設は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。」等と規定されている。

このため、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであることに留意されたい。

また、入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援(他法給付と重複しないものに限る。)についても重度訪問介護を利用できるものであることに留意されたい。

(二) 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者とする。

(三) 入院又は入所中の病院等における支援等に当たっては、原則として、指定重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援の内容について共有した上で行うこととする。

(四) 入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、障害者へのコミュニケーション支援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるものとする。

また、当該日数について、入院又は入所していた病院等から利用者が転院する等により、意思疎通の支援等の必要性が改めて認められる場合にあっては、転院先の病院等において利用を開始した日から改めて起算するものとする。

障害福祉サービス
① 居宅介護
② 重度訪問
③ 同行援護
④ 行動援護
⑤ 療養介護
⑥ 生活介護
⑦ 短期入所
⑧ 重度包括
⑨ 入所支援
⑩ 機能訓練
⑪ 生活訓練
⑪-2 就労選択
⑫ 就労移行
⑬ 就労継続A
⑭ 就労継続B
⑭-2 就労定着
⑭-3 自立生活
⑮ 共同生活

注1 イについては、区分4（区分命令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第9号に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者、共生型重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準第43条の3に規定する共生型重度訪問介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共生型重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第14号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「重度訪問介護従業者」という。）が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）、共生型重度訪問介護又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- (1) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。
- (一) 二肢以上に麻痺等があること。
 - (二) 区分命令別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。
 - (a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (c) 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
 - (d) 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

【1・注1・(2) 厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・四）

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を発出」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計（以下「行動関連項目合計点数」という。）が10点以上であること。

別表第二

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を発出	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上
		4. 週に1回以上	4. 週に1回以上
		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要

〔1・イ、ロ、注3〕 重度訪問介護の所要時間について〔第二・2・(2)・④〕

- (一) 短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて短時間サービスが高い単価設定となっている居宅介護に対し、重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。また、8時間を超えるサービス提供を行う場合には、事業所の管理コストが逓減することを踏まえ、8時間までの報酬単価の95%相当額を算定することとしているものである。したがって、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日の0時以降のサービス提供分については、所要時間1時間から改めて通算して算定する。また、1日の範囲内に複数の事業者が重度訪問介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を通算して算定する。

(例) 1日に、所要時間7時間30分、7時間30分の2回行う場合

- 通算時間 7時間30分+7時間30分=15時間
- 算定単位 「所要時間12時間以上16時間未満の場合」

- (二) 1回のサービスが午前0時をまたいで2日にわたり提供される場合、午前0時が属する30分の範囲内における午前0時を超える端数については、1日目の分に含めて算定する。

(例) 22時45分から6時45分までの8時間の連続するサービス

- ・ 22時45分から0時15分までの時間帯の算定方法
1日目分1時間30分として算定
- ・ 0時15分から6時45分までの時間帯の算定方法
2日目分6時間30分として算定

- (三) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえることが重要である。

〔1・注1、注2の2〕 重度訪問介護の対象者について〔第二・2・(2)・①〕

- (一) 病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して提供した場合

区分4以上に該当し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 2肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。）別表第一における調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されているもの

イ 行動関連項目合計点数（第543号告示第4号に規定する行動関連項目合計点数をいう。以下同じ。）が10点以上である者

- (二) 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して提供した場合

(一)のうち、区分4以上に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者

〔1・注1〕 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について〔第二・2・(2)・③〕

ア ①の(一)のイに規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。

イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）〔→「IV 関係告示・通知」参照〕の別表第五に定める内容以上の研修課程をいう。）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上のものをいう。）、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了していることが望ましい。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）は、アセスメントを理解してサービスを提供する上で必要な研修と位置づけているところであり、アセスメントを行う側の研修ではないことから、これらの研修のみを修了した者については、アに定める「行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う者」としては望ましくない。

第Ⅱ編 費用算定基準(単位数表)

第2章 児童福祉法に係る報酬

第1節 障害児相談支援

障害児相談支援費用額算定基準	832
障害児相談支援	834

第2節 障害児通所支援

通所支援費用額算定基準	874
第1 児童発達支援	888
第3 放課後等デイサービス	950
第4 居宅訪問型児童発達支援	994
第5 保育所等訪問支援	1004
別表2第1 (旧)主として難聴児経過的児童発達支援	1016
別表2第2 (旧)主として重症心身障害児経過的児童発達支援	1032
別表2第3 (旧)医療型経過的児童発達支援	1044

第3節 障害児入所支援

入所支援費用額算定基準	1056
第1 福祉型障害児入所施設	1060
第2 医療型障害児入所施設	1108

第2章 掲載告示・通知一覧

■費用算定基準(単位数表)告示

第1節 障害児相談支援

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24.3.14厚労告126/最終改正;令6.3.15こ家告3)

第2節 障害児通所支援

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24.3.14厚労告122/最終改正;令6.3.15こ家告3)

第3節 障害児入所支援

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平24.3.14厚労告123/最終改正;令6.3.15こ家告3)

■関係告示

第1節 障害児相談支援

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域(平24.3.30厚労告233/最終改正;令6.3.15こ家告3)

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平27.3.27厚労告181/最終改正;令6.3.15こ家告3)

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者(平30.3.22厚労告116/最終改正;令6.3.15こ家告3)

家告3)

第2節 障害児通所支援

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域を定める件(平27.3.27厚労告182/最終改正;令5.3.31厚労告167)

第2節 障害児通所支援/第3節 障害児入所支援

○こども家庭庁長官が定める施設基準(平24.3.30厚労告269/最終改正;令6.3.15こ家告3)

○こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合を定める件(平24.3.30厚労告271/最終改正;令6.3.15こ家告3)

○こども家庭庁長官が定める児童等(平24.3.30厚労告270/最終改正;令6.3.15こ家告3)

■留意事項通知

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平24.3.30障発0330第16号/最終改正;令6.7.2こ支障第167号)

※「厚労告」は「厚生労働省告示」の、「こ家告」は「こども家庭庁告示」の略称表記です

※令和6年4月又は6月実施の改正部分は実線を本文中に付しています

障害児相談支援

算定構造→185頁

1 障害児相談支援費

イ 障害児支援利用援助費

(1) 機能強化型障害児支援利用援助費 (I)	2,201単位
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費 (II)	2,101単位
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費 (III)	2,016単位
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費 (IV)	1,866単位
(5) 障害児支援利用援助費 (I)	1,766単位
(6) 障害児支援利用援助費 (II)	815単位

ロ 継続障害児支援利用援助費

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費 (I)	1,896単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費 (II)	1,796単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費 (III)	1,699単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費 (IV)	1,548単位
(5) 継続障害児支援利用援助費 (I)	1,448単位
(6) 継続障害児支援利用援助費 (II)	662単位

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費 (I) から機能強化型障害児支援利用援助費 (IV) までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費 (I) から機能強化型障害児支援利用援助費 (IV) までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費 (I) から機能強化型障害児支援利用援助費 (IV) までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。
- (2) 障害児支援利用援助費 (I) については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。
- (3) 障害児支援利用援助費 (II) については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1 障害児相談支援費の算定について

[1・注3] 基本的な取扱いについて〔第四・1・(1)〕

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

- (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）
- (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）
- (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）

② 指定継続障害児支援利用援助

- (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）
- (二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)から(四)に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）

[1・注1] 機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて〔第四・1・(2)〕

① 趣旨

機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

② 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・ 協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

③ 具体的運用方針

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）における機能強化型障害児支援利用援助費に係る各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。

(一) 共通事項

ア 共通

(ア) 人員配置要件

a 総則

質の高い相談支援の提供を図るため、常勤（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）かつ専従の相談支援専門員を2名から4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員（以下「現任研修修了者」という。）であることを要件とする。その他の具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。

b 兼務の取扱い

配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件であるが、同一敷地内にある事業所における指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合には、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えないこととしている。

このほか、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えないものとしている（機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）を除く。）が、具体的な取扱いについては、(二)のア、(三)のア、(四)のア及び(五)のアをそれぞれ参照すること。

(イ) 留意事項伝達会議

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次のaからcまでに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならないこと。なお、会議について

第1 児童発達支援

算定構造→197頁

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）

(一) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a 利用定員が30人以下の場合	3,136単位
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,061単位
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	2,991単位
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	2,924単位
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	2,897単位
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	2,873単位
g 利用定員が81人以上の場合	2,849単位

(二) 医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a 利用定員が30人以下の場合	2,120単位
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,045単位
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,975単位
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,909単位
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,881単位
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,857単位
g 利用定員が81人以上の場合	1,833単位

(三) 医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a 利用定員が30人以下の場合	1,782単位
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,706単位
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	1,636単位
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	1,570単位
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	1,543単位
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	1,519単位
g 利用定員が81人以上の場合	1,495単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が30人以下の場合	1,104単位
b 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,029単位
c 利用定員が41人以上50人以下の場合	959単位
d 利用定員が51人以上60人以下の場合	893単位
e 利用定員が61人以上70人以下の場合	866単位
f 利用定員が71人以上80人以下の場合	841単位
g 利用定員が81人以上の場合	817単位

(2) 時間区分2（指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。）

2 障害児通所給付費等

(1) 児童発達支援給付費

[1・注1, 注2, 注2の2, 注2の3] 児童発達支援給付費の区分について〔第二・2・(1)・①〕

児童発達支援給付費の区分については、こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

なお、時間区分及び障害児の医療的ケア区分の取扱いは1〔→通則〕の(3の2)及び(4の2)を参照すること。

(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合

ア 児童発達支援センターであること。

イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。

(二) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(一)、(2)(一)、又は(3)(一)を算定する場合

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受けた重症心身障害児以外の障害児について算定すること。

イ 次の(i)及び(ii)又は(iii)に該当すること。

(i) 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。

(ii) 障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること。

(iii) 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。

(三) 通所報酬告示第1の1のロ(1)(二)、(2)(二)、又は(3)(二)を算定する場合

ア 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受けた重症心身障害児以外の障害児について算定すること。

イ 指定通所基準第5条第1項の基準を満たしていること。

(四) 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合

ア 障害児が重症心身障害児であること。

イ 指定通所基準第5条第4項の基準を満たしていること。

(五) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

(五の二) 通所報酬告示第1の1のホ(1)を算定する場合

指定通所基準第54条の6から第54条の9までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

(五の三) 通所報酬告示第1の1のホ(2)を算定する場合

指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

(六) 営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について

運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗すること。

ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。

(七) 通所報酬告示第1の1のロに規定する報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について

第1の1のロに規定する主として未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合の報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。

ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。

イ 小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。

なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。

エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、

(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実

障害児通所
①発達支援
③放課後ア
④居宅発達支援
⑤保育所訪問
2-①旧難聴児
2-②旧重心児
2-③旧医療型

(c) 利用定員が21人以上の場合	1,139単位
d aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a) 利用定員が10人以下の場合	781単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	561単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	461単位
(2) 時間区分2	
(一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	
a 医療的ケア区分3	
(a) 利用定員が10人以下の場合	2,959単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,702単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,582単位
b 医療的ケア区分2	
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,943単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,687単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,567単位
c 医療的ケア区分1	
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,605単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,348単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,228単位
d aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a) 利用定員が10人以下の場合	928単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	671単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	551単位
(二) (一)以外の場合	
a 医療的ケア区分3	
(a) 利用定員が10人以下の場合	2,836単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,608単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,505単位
b 医療的ケア区分2	
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,820単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,592単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,489単位
c 医療的ケア区分1	
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,481単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,254単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,151単位
d aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a) 利用定員が10人以下の場合	804単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	576単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	473単位
(3) 時間区分3	
(一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	
a 医療的ケア区分3	
(a) 利用定員が10人以下の場合	3,012単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,739単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,611単位
b 医療的ケア区分2	
(a) 利用定員が10人以下の場合	1,996単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,723単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,596単位

第Ⅲ編 指定基準

1 計画相談支援 ……1136

2 地域相談支援

- ①総則……………1159
- ②地域移行支援……………1159
- ③地域定着支援……………1174
- ④雑則……………1176

3 障害福祉サービス

- ①総則……………1179
- ②居宅介護、重度訪問介護、
同行援護、行動援護……………1186
- ③療養介護……………1212
- ④生活介護……………1222
- ⑥短期入所……………1234
- ⑦重度障害者等包括支援……………1243

⑨自立訓練（機能訓練）……………1246

⑩自立訓練（生活訓練）……………1253

⑩-2 就労選択支援……………1259

⑪就労移行支援……………1261

⑫就労継続支援 A 型……………1264

⑬就労継続支援 B 型……………1269

⑭就労定着支援……………1271

⑮自立生活援助……………1275

⑯共同生活援助……………1278

⑰多機能型に関する特例……………1295

⑱基準該当障害福祉サービス……………1295

⑳雑則……………1297

4 障害者支援施設等 ……1306

5 障害児相談支援 ……1352

6 障害児通所支援

- ①総則……………1374
- ②児童発達支援……………1378
- ④放課後等デイサービス……………1410
- ⑤居宅訪問型児童発達支援……………1412
- ⑥保育所等訪問支援……………1414
- ⑦多機能型事業所の特例……………1416
- ⑧雑則……………1417

7 障害児入所施設等

- ①総則……………1421
- ②福祉型障害児入所施設……………1423
- ③医療型障害児入所施設……………1443
- ④雑則……………1446

第Ⅲ編 掲載省令（命令・府令）・通知一覧

1 計画相談支援

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24.3.13厚労令28／最終改正；令6.1.25内閣厚労令3）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平24.3.30障発0330第22号／最終改正；令6.3.29こ支障第97号・障発0329第33号（別紙5））

2 地域相談支援

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24.3.13厚労令27／最終改正；令6.1.25厚労令17）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平24.3.30障発0330第21号／最終改正；令6.3.29障発0329第33号（別紙4））

3 障害福祉サービス

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平18.9.29厚労令171／最終改正；令6.1.25内閣厚労令3）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平18.12.6障発第1206001号／最終改正；令6.3.29こ支障第97号・障発0329第33号（別紙2））

4 障害者支援施設等

- ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平18.9.29厚労令172／最終改正；令6.1.25厚労令17）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平19.1.26障発第0126001号／最終改正；令6.3.29障発0329第33号（別紙3））

5 障害児相談支援

- ◎児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平24.3.13厚労令29／最終改正；令6.1.25内閣府令5）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平24.3.30障発0330第23号／最終改正；令6.3.29こ支障第94号（別紙4））

6 障害児通所支援

- ◎児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24.2.3厚労令15／最終改正；令6.1.25内閣府令5）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平24.3.30障発0330第12号／最終改正；令6.3.29こ支障第94号（別紙2））

7 障害児入所施設等

- ◎児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平24.2.3厚労令16／最終改正；令6.1.25内閣府令5）
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平24.3.30障発0330第13号／最終改正；令6.3.29こ支障第94号（別紙3））

※令和6年4月実施の改正部分については、本文で下線を付しています。

※【 】は令和7年10月1日施行（予定）に関する規定です。

2 地域相談支援

基準省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日 厚生労働省令第27号／最終改正；令和6年1月25日 厚生労働省令第17号）

基準通知……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日 障発0330第21号／最終改正；令和6年3月29日 障発0329第33号）

第1章 総則

（定義）

- 第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 利用者 地域相談支援を利用する障害者をいう。
 - 二 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は法第5条第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設をいう。
 - 三 救護施設等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に規定する更生施設をいう。
 - 四 刑事施設等 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院、更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下この号において「更生保護施設」という。）、法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設又は更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）をいう。
 - 五 地域相談支援給付決定障害者 法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。
 - 六 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
 - 七 地域相談支援給付決定 法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定をいう。
 - 八 地域相談支援給付決定の有効期間 法第51条の8に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。
 - 九 指定一般相談支援事業者 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。
 - 十 指定地域相談支援 法第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援をいう。

- 十一 指定地域移行支援 指定地域相談支援のうち地域移行支援であるものをいう。
- 十二 指定地域定着支援 指定地域相談支援のうち地域定着支援であるものをいう。
- 十三 指定特定相談支援事業者 法第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
- 十四 法定代理受領 法第51条の14第4項の規定により地域相談支援給付決定障害者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定地域相談支援に要した費用の額の全部又は一部を指定一般相談支援事業者が受けることをいう。

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定地域相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定一般相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定一般相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定一般相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。
- 3 指定一般相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定一般相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

第2章 指定地域移行支援の事業の人員及び運営に関する基準

第1節 基本方針

- 第2条 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果

的に行われるものでなければならない。

- 2 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでなければならない。
- 3 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第3条 指定地域移行支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所（法第51条の19第1項に規定する一般相談支援事業所をいう。）（以下この章において「指定地域移行支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する者（以下「指定地域移行支援従事者」という。）を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）でなければならない。

第二 指定地域移行支援に関する基準

1 人員に関する基準

(1) 従業者（基準第3条）

基準第3条第1項は、指定地域移行支援事業者が、事業所ごとに必ず1人以上の指定地域移行支援従事者を置くことを定めたものである。

指定地域移行支援事業所に置くべき指定地域移行支援従事者は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、指定地域移行支援従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該指定地域移行支援従事者の常勤・非常勤の別を問わない。

ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合においては、指定地域移行支援従事者を当該指定地域移行支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

これは、例えば、指定地域移行支援のサービス提供時間帯において、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。

同条第2項は、第1項の指定地域移行支援従事

者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならないことを定めたものである。

(管理者)

第4条 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

1(2) 管理者（基準第4条）

指定地域移行支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定地域移行支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。

ア 当該指定地域移行支援事業所の従業者としての職務に従事する場合

イ 当該指定地域移行支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域移行支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合には、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援の従業者である必要はないものである。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者（以下「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第27条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

2 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第5条）

指定地域移行支援事業者は、利用者に対し適切な指定地域移行支援を提供するため、その提供の

3 障害福祉サービス

基準省令……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省令第171号／最終改正；令和6年1月25日 内閣府令・厚生労働省令第3号）

基準通知……障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日 障発第1206001号／最終改正；令和6年3月29日 こ支障第97号・障発0329第33号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に拠り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第30条第1項第二号イの規定により、同条第2項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条、第183条及び第201条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第44条（第48条第2項において準用する場合を含む。）、第45条（第48条第2項において準用する場合を含む。）、第51条（第206条において準用する場合に限る。）、第94条第三号、第94条の2第四号、第160条第3項（第206条において準用する場合に限る。）、第163条第三号、第163条の2第四号、第163条の3第二号、第172条第三号、第172条の2第四号、第203条第2項、第220条及び第221条の規定による基準

二 法第30条第1項第二号イの規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第125条の5第三号、第163条第二号及び第163条の3第一号の規定による基準

三 法第30条第1項第二号イの規定により、同条第2項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第9条（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第11条（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第33条の2（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第34条第3項（第48条第1項及び第2項において準用する場合に限る。）、第35条の2（第206条及び第223条第1項において準用する場合に限る。）、第36条（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第40条（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第40条の2

（第48条第1項及び第2項、第206条並びに第223条第1項において準用する場合に限る。）、第47条（第48条第2項において準用する場合を含む。）、第83条第6項（第223条第2項において準用する場合に限る。）、第85条（第223条第2項において準用する場合に限る。）、第90条第2項（第206条及び第223条第1項において準用する場合に限る。）、第160条第4項（第206条及び第223条第3項から第5項までにおいて準用する場合に限る。）、第201条（第223条第5項において準用する場合に限る。）、第203条第1項及び第205条の規定による基準

四 法第30条第1項第二号イの規定により、同条第2項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第94条の2第二号、第125条の5第二号、第163条の2第二号、第172条の2第二号及び第222条の規定による基準

五 法第41条の2第1項第一号の規定により、同条第2項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第2項及び第3項（第43条の4において準用する場合に限る。）、第6条（第43条の4において準用する場合に限る。）、第43条の2第一号、第43条の3第一号、第51条（第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。）、第79条第2項（第93条の5、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。）、第83条第5項（第93条の5において準用する場合に限る。）、第93条の2第一号、第93条の3第二号、第93条の4第四号、第125条の2第二号、第125条の3第二号、第162条の2第二号、第162条の3第二号、第162条の4第四号、第171条の2第二号並びに第171条の3第四号の規定による基準

六 法第41条の2第1項第二号の規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第93条の3第一号、第125条の2第一号、第125条の3第一号、第162条の2第一号、第162条の3第一号及び第171条の2第一号の規定による基準

七 法第41条の2第1項第二号の規定により、同条第2項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第9条（第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。）、第11条（第43条の4、第93条の5、第125条の4、

計画相談

地域相談

障害福祉サービス

支援施設

障害児相談

障害児通所

障害児入所

第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第27条(第43条の4において準用する場合に限る。)、第33条の2(第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第34条第3項(第43条の4において準用する場合に限る。)、第35条の2(第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第36条(第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第40条(第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第40条の2(第43条の4、第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)、第83条第6項(第93条の5において準用する場合に限る。)、第85条(第93条の5において準用する場合に限る。)、第90条第2項(第93条の5、第125条の4、第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)及び第160条第4項(第162条の5及び第171条の4において準用する場合に限る。)の規定による基準

八 法第41条の2第1項第二号の規定により、同条第2項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第93条の4第二号、第162条の4第二号及び第171条の3第二号の規定による基準

九 法第43条第1項の規定により、同条第3項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条(第7条において準用する場合を含む。)、第6条(第7条及び第128条において準用する場合を含む。)、第50条、第51条(第80条、第116条、第157条、第167条【、第173条の4】、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)、第78条、第79条第2項(第157条、第167条、第177条、第187条及び第199条において準用する場合を含む。)、第83条第5項、第115条、第127条、第156条、第160条第3項(第171条、第184条、第197条及び第202条において準用する場合を含む。)、第166条【、第173条の3】、第175条、第176条、第186条(第199条において準用する場合を含む。)、第206条の3、第206条の14、第208条、第209条(第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)、第213条の4、第213条の14及び第215条の規定による基準

十 法第43条第2項の規定により、同条第3項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第52条第1項(病室に係る部分に限る。)、第117条第4項(居室に係る部分に限る。)及び第5項第一号ハ、第168条第3項本文(居室に係る部分に限る。)及び第一号ロ、第210条第6項(居室に係る部分に限る。)(第213条の16において準用する場合を含む。)、第8項第二号(第213条の16において準用する場合を含む。)及び第9項第三号(第213条の16において準用す

る場合を含む。)並びに第213条の6第7項(居室に係る部分に限る。)及び第9項第二号並びに附則第18条(居室に係る部分に限る。)の規定による基準

十一 法第43条第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第9条(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条、第184条【、第173条の9】、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)、第11条(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第27条(第43条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第33条の2(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第27条(第43条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第33条の2(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第34条第3項(第43条第1項及び第2項、第136条、第206条の12並びに第206条の20において準用する場合を含む。)、第35条の2(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第36条(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第40条(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第40条の2(第43条第1項及び第2項、第76条、第93条、第125条、第136条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11並びに第213条の22において準用する場合を含む。)、第62条第5項、第71条第2項、第83条第6項、第85条(第184条において準用する場合を含む。)、第90条第2項(第125条、第162条、第171条【、第173条の9】、第184条、第197条、第202条、第213条、第213条の11及び第213条の22において準用する場合を含む。)、第130条、第132条第2項、第160条第4項(第171条、第184条、第197条及び第202条において準用する場合を含む。)、第189条、第190条、第192条、第201条、第206条の7、第211条第3項(第213条の22において準用する場合を含む。)、第210条の7(第213条の22において準用する場合を含む。)、

第212条の4（第213条の11及び第213条の22において準用する場合を含む。）、第213条の8第4項、第213条の10及び第213条の17の規定による基準

十二 法第43条第2項の規定により、同条第3項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第210条第4項（第213条の16において準用する場合を含む。）、第5項（第213条の16において準用する場合を含む。）、第7項（第213条の16において準用する場合を含む。）並びに第213条の6第4項から第6項まで及び第8項並びに附則第18条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

十三 法第30条第1項第二号イ、第41条の2第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定により、法第30条第2項各号、第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第一 基準の性格

- 1 基準は、指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。

また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定等を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

- (1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
- ① 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」と

いう。）の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

- ② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
 - (2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - (3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 指定障害福祉サービス事業者等が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定等が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者等から指定障害福祉サービス事業所又は基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）についての指定等の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定等を行わないものとする。
- 4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において法等の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされたところであるが、その具体的な考え方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」（平成23年10月7日付け障発第1007第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。

第二 総論

1 事業者指定の単位について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件（特定旧法指定施設における分場であって、平成18年9月30日において現に存するものが行う場合にあっては、「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること及び②の要件とする。）を満たす場合について

計画相談
地域相談
障害福祉サービス
支援施設
障害児相談
障害児通所
障害児入所

は、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。

(Ⅰ) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上

(Ⅱ) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 出張所等の取扱いについて

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

なお、(1)の①のエは出張所についても同様であること。

(3) 多機能型事業所について

基準第2条第17号に規定する多機能型による事

業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第十六を参照されたい。〔→第215条、第216条〕

(4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービス（指定通所支援を含む。以下この項において同じ。）を実施する場合の取扱いについて

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。なお、特定旧法指定施設に係る例外的な取扱いについては、(5)を参照されたい。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

(5) 特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の指定の単位について

① 原則的な指定の単位

特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、原則として、当該特定旧法指定施設としての指定の単位ごとに転換すること。ただし、主たる事業所と従たる事業所に係る取扱いについての要件を満たす複数の特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合については、当該施設を一の指定障害福祉サービス事業所とすることも差し支えない。

(例) 入所施設にデイサービスセンターが併設している場合

- ・ 転換が認められるもの

デイサービスセンターのみ指定生活介護事業所へ転換

- ・ 転換が認められないもの

デイサービスセンターと入所施設の定員の一部を併せて一の指定生活介護事業所へ転換

② 分場の取扱い

特定旧法指定施設の分場については、原則として、当該特定旧法指定施設の転換の際に、併せて当該特定旧法指定施設の従たる事業所として取り扱うこととなるが、当該分場が、指定障害福祉サービス事業所としての定員規模や人員等に関する基準を満たす場合については、①にかかわらず、当該分場のみが指定障害福祉サービス事業所へ転換することも差し支えない。

③ 同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い

同一法人による複数の特定旧法指定施設が同一敷地内において一又は複数の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であって、次に該当する場合については、(4)にかかわらず、当該特定旧法

指定施設としての指定の単位ごとに、2以上の独立した指定障害福祉サービス事業所又は多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。

ア 複数の異なる種別の特定旧法指定施設から複数の同一種別又は異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合及び複数の同一種別の特定旧法指定施設から複数の異なる種別の指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合であること。この場合、別々の敷地に立地する特定旧法指定施設が片方の敷地へ移築される場合も含むものとする。

イ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な設備を備えていること。ただし、レクリエーション等を行う多目的室など、利用者のサービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。

ウ 指定障害福祉サービス事業所ごとに必要な従業者が確保されていること。

ただし、管理者については、兼務して差し支えない。

(例) 同一敷地内にA通所施設とB通所施設が併設している場合

指定障害福祉サービス事業所への転換に当たって次のいずれの形態も可能である。

- ・ A通所施設とB通所施設が指定生活介護と指定自立訓練（機能訓練）を行う多機能型事業所へ転換
- ・ A通所施設が指定生活介護事業所へ転換し、B通所施設が指定自立訓練（機能訓練）事業所へ転換

④ 障害者デイサービス事業所が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い

平成18年9月30日において現に存する障害者デイサービス事業所であって、特定旧法指定施設等に併設されるものについては、利用定員が10人以上であれば、指定障害福祉サービス事業所へ転換することができることとしているが、これは、当該特定旧法指定施設等が指定障害者支援施設等へ転換した場合、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの利用定員と当該障害者デイサービスの利用定員との合計が20人以上となることから明らかであることを踏まえた経過措置であることから、当該指定障害者支援施設の転換の際に、当該障害者デイサービス事業所から転換した指定障害福祉サービス事業所を廃止し、当該指定障害者支援施設の昼間実施サービスの一部として取り扱うこと。

⑤ 小規模作業所等が指定障害福祉サービス事業所へ転換する場合の取扱い

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）基準附則第5条第2項の規定

により、「将来的にも利用者の確保の見込がないものとして都道府県知事が認める地域」に存在する小規模作業所又は地域活動支援センターであって、平成24年3月31日までの間に障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型及び多機能型事業所）へ転換する場合は、利用定員の合計は10人以上とすることができる。

(定義)

第2条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- 二 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- 三 支給決定障害者等 法第5条第23項【第5条第24項】に規定する支給決定障害者等をいう。
- 四 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- 五 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- 六 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 七 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 八 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- 九 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 十 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- 十一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- 十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- 十三 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者

第Ⅳ編 関係告示・通知

◎：告示 ○：通知 ●：事務連絡・その他

1 算定基準関係

- 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令6.3.26障障発0326第4号・こ支障第86号）……1450
- 重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について（平26.3.31障障発0331第8号）……1493
- 入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について（令6.3.28障障発0328第2号）……1499
- 地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について（平18.4.3障障発第0403004号）……1502
- 状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について（令6.3.19こ支障第75号・障障発0319第1号）……1502
- 事業所間連携加算の創設と取扱いについて（令6.5.2障害児支援課事務連絡）……1507
- 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について（平19.3.30障発第0330011号）……1512
- 就労移行支援事業，就労継続支援事業（A型，B型）における留意事項について（平19.4.2障障発第0402001号）……1513
- 個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて（令6.4.22障害児支援課事務連絡）……1523

2 指定基準関係

- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平18.12.6障発第1206002号）……1527
- 障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平24.3.30障発0330第31号）……1528
- 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令6.3.29障障発0329第1号）……1529
- ◎厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令3.3.23厚労告88）……1534
- 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令3.3.30障発0330第5号）……1537
- ◎こども家庭庁長官が定める医療行為（令3.3.23厚労告89）……1545

3 医療保険・介護保険等との関係

- 特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて（平18.3.31保医発第0331002号）……1546
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平19.3.28障企発第0328002号・障障発第0328002号）……1552
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について（令5.6.30企画課・障害福祉課事務連絡）……1554

ウェブに掲載することがより適切，もしくは紙幅の都合で掲載できなかった資料は，社会保険研究所ウェブサイトに掲載いたします。

1 算定基準関係

○福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

(令和6年3月26日 障障発0326第4号・こ支障第86号)

福祉・介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和4年10月には、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)、「こども家庭庁長官が定める児童等」(平成24年厚生労働省告示第270号)において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了解下の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

1. 基本的考え方

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行うこととした。

具体的には、福祉・介護職員処遇改善加算(以下「旧処遇改善加算」という。)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「旧特定加算」という。))及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。以下「旧処遇改善加算」、「旧特

定加算」、「旧ベースアップ等加算」を合わせて「旧3加算」という。)の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」という。)への一本化を行う。

その上で、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、介護並びの処遇改善を行うべく、新加算の加算率の引き上げを行うとともに、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、配分方法の工夫を行う。

また、事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新加算と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式として提示することとした。

併せて、新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に考慮し、令和6年度中は経過措置期間を設けることとする。

具体的には、3(1)①に規定する月額賃金要件Iと3(1)⑧に規定する職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。また、3(1)③から⑤までに定めるキャリアパス要件Iからキャリアパス要件IIIまでについても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととして差し支えないこととする。

さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、それぞれ新加算V(1)~(4)を算定できることとする。

2. 令和6年4月以降の新加算等の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 新加算等の単位数

令和6年4月及び5月については、旧3加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算(旧3加算を除く。)を加えた1月当たりの総単位数に、算定する加算の種類及び加算区分ごとに、別紙1表1-1に掲げるサービス別の加算率を乗じた単位数を算定する。令和6年6月以降は、新加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算(新加算を除く。)を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙1表1-2に掲げるサービス別の加算率を乗じた単位数を算定する。

また、別紙1表1-3の通り、地域相談支援、計

Ⅳ 関係告示・通知

別紙1
表1-1 サービス別加算率（令和6年4月及び5月）

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算		福祉・介護職員等処遇改善加算
	I	II	III	I	II	
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%	4.5%
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%	4.5%
重度障害者等包括支援	8.9%	6.3%	3.6%	6.1%	4.5%	4.5%
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.4%	1.3%	1.1%
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	2.1%	1.9%	2.8%
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	2.1%	1.9%	2.8%
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%	2.1%	1.9%	2.8%
自立訓練（機能訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	1.8%
自立訓練（生活訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	1.8%
就労選択支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	1.3%
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	1.3%
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	1.7%	1.5%	1.3%
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	1.7%	1.5%	1.3%
就労定着支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	1.3%
自立生活援助	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	1.3%
共同生活援助（介護サービス包括型）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	2.6%
共同生活援助（日中サービス支援型）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	2.6%
共同生活援助（外部サービス利用型）	15.0%	11.0%	6.1%	4.9%	4.6%	2.8%
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.3%	1.0%	2.0%
医療型児童発達支援（※）	12.6%	9.2%	5.1%	1.3%	1.0%	2.0%
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	1.3%	1.0%	2.0%
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1%	1.1%	2.0%
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1%	1.1%	2.0%
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	4.3%	3.9%	3.8%
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	4.3%	3.9%	3.8%
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.6%	1.7%	1.7%	1.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6%	2.6%	1.8%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6%	2.6%	1.8%
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	1.8%	1.8%	1.3%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	1.8%	1.8%	1.3%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	1.8%	1.8%	1.3%

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援をいう。

表1-2 サービス別加算率（令和6年6月以降）

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善																	
	I	II	III	IV	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.3%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%
重度障害者等包括支援	22.3%	16.2%	13.8%	17.8%	19.9%	15.4%	15.4%	15.4%	17.0%	11.7%	12.5%	9.3%	10.9%	6.4%	10.9%	6.4%	10.9%	6.4%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.9%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.8%	5.8%	5.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.1%	3.0%
施設入所支援	15.9%	13.8%	13.8%	11.5%	13.1%	13.6%	10.8%	10.8%	10.8%	11.0%	8.0%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	5.9%
短期入所	15.9%	13.8%	11.5%	13.1%	13.6%	10.8%	10.8%	10.8%	11.0%	8.0%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	8.7%	5.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5.0%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.4%	5.8%	4.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.4%	5.8%	4.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.8%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.8%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労継続支援A型	9.4%	9.4%	7.9%	6.3%	8.2%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.2%	6.2%	6.6%	6.6%	4.9%	5.0%	4.7%	4.3%	3.2%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4.9%	4.6%	4.4%	3.1%
就労定着支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.8%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.8%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.3%	12.1%	12.1%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.3%	12.1%	12.1%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%	18.5%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7.7%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	6.0%	7.0%	5.0%
医療型児童発達支援（※）	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	15.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5.1%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%	11.8%	9.6%	10.9%	10.7%	10.7%	10.7%	8.7%	8.1%	7.8%	8.1%	9.8%	6.1%	7.6%	6.1%	7.0%	5.0%	
保育所等訪問支援	12.9%	11.8%	9.6%	10.9%	10.7%	10.7%	10.7%	8.7%	8.1%	7.8%	8.1%	9.8%	6.1%	7.6%	6.1%	7.0%	5.0%	
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15.2%	13.6%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%	8.4%	6.7%	9.0%	8.4%	8.4%	7.3%	7.3%	6.5%	7.3%	5.4%	5.6%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	3.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%	9.9%	8.1%	10.7%	10.7%	10.7%	8.9%	8.9%	8.5%	8.1%	8.1%	8.1%	6.7%	6.3%	5.9%	5.4%	5.4%	4.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%	9.9%	8.1%	10.7%	10.7%	10.7%	8.9%	8.9%	8.5%	8.1%	8.1%	8.1%	6.7%	6.3%	5.9%	5.4%	5.4%	4.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%	8.9%	7.1%	9.4%	8.9%	8.9%	7.6%	6.7%	7.6%	6.7%	7.6%	5.4%	5.8%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	3.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%	8.7%	6.9%	9.2%	8.7%	8.7%	7.4%	6.5%	7.4%	6.5%	7.4%	5.3%	5.6%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	3.5%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%	8.6%	6.9%	9.1%	8.7%	8.7%	7.4%	6.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.3%	5.6%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	3.5%

※ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援をいう。

表1-3 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

算定基準関係

指定基準関係

医療保険・介護保険等

記入例

別紙様式3-3 個票（令和6年6月以降分）

法人名 ○○ケアサービス

提出先 ○○市

新加算の加算額[円]	44,370,000	円
うち、新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算額[円]	4,928,000	円
（別紙様式2-1(3)1に転記）		
令和6年度に増加した加算額[円]	3,505,790	円
（令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの）		

キャリアパス要件Ⅳについて

新加算（令和6年度の算定期間①）	賃金改定額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	3
新加算（令和6年度の算定期間②（区分要））	賃金改定額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	3
新加算（令和6年度の算定期間③（区分要））	賃金改定額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	0
新加算Ⅰ、Ⅱの算定額を区別して記入する	新加算Ⅰ、Ⅱの算定額を区別して記入する	0

【記入上の注意】
 ・本票に記載する事業所は、計画書の別紙様式2-3及び別紙様式2-4に記載した事業所と一致しなければならぬ。
 ・事業所ごとの加算の総額は、国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員等処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づいて記入すること。
 ・令和6年度中に新加算の加算区分を変更していない場合は、「-」を選択してください。

職番福祉サービス等事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和6年度の算定期間①				令和6年度の算定期間②（令和6年度内の区分変更）				令和6年度に増加した加算額	令和5年度の加算率と（比較）	
		都道府県	市区町村			算定した加算区分	加算の総額[円]	新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算額[円]	キャリアパス要件Ⅱ	令和6年度に増加した加算額	令和6年度内の区分変更後算定した加算区分	キャリアパス要件Ⅳ	令和6年度に増加した加算額			令和5年度の加算率と（比較）
1	東京都	東京都	千代田区	障害福祉事業所名称01	居宅介護	新加算Ⅰ	5,100,000		1	826,200	-					
2	東京都	東京都	豊島区	障害福祉事業所名称02	居宅介護	新加算Ⅱ	2,320,000		1	341,040	-					
3	東京都	東京都	世田谷区	障害福祉事業所名称03	生活介護	新加算Ⅳ	2,200,000			26,400	-					
4	さいたま市	埼玉県	さいたま市	障害福祉事業所名称04	就労継続支援B型	新加算Ⅴ(14)	850,000			7,650	新加算Ⅳ	2,400,000				96,000
5	千葉市	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称05	施設入所支援											
6	千葉市	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称06	施設入所支援	新加算Ⅰ	28,000,000	0	1	2,100,000	-					
7	千葉市	千葉県	千葉市	障害福祉事業所名称07	障害者支援施設：生活介護	新加算Ⅳ	3,500,000			108,500	-					
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																

福祉・介護職員等処遇改善加算

・当該事業所に従事する経験・技能のある介護職員のうち月額8万円以上の賃金改善を行った又は改善後の賃金が月額平均8万円以上となった者の数を算定する。
 ・賃金改善の対象となる介護職員の数に、賃金改善の対象となる介護職員が複数の事業所に従事している場合は、いづれか1か所を1人と計上して下さい。（同一職員の重複計上は不可。）

キャリアパス要件Ⅳについて
 令和6年度中に新加算の加算区分を変更していない場合は、「-」を選択してください。

○精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について

（平成19年3月30日 障発第0330011号）
（最終改正：平成26年3月31日 障発0331第48号）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準。以下「報酬告示」という。）別表第11の8及び第12の8に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。）によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしく願います。

記

1 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い

(1) 支援の基本的な考え方

精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）は、支援を実施するに当たって、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第165条及び第174条）。

(2) 地域移行推進協議会の設置等

ア 事業者は、利用者の地域生活移行の支援に当たって、利用者及びその家族、市町村職員、当該事業者以外の障害福祉サービス関係者、地域住民等利用者の地域生活移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移

行推進協議会」という。）を設置すること。

イ 地域移行推進協議会は、(3)及び(4)に定める事項に照らして、事業者の行う事業の運営状況を定期的に把握し、事業者に対して、必要な要望、助言等を行うこと。

ウ 地域移行推進協議会は、地域における住まいの場や日中活動の場を確保するため、市町村が設置する協議会との連絡調整を行うこと。

エ 市町村は、地域移行推進協議会の運営が公正かつ円滑に運営されるよう助言等を行うこと。

(3) 地域生活移行の着実な推進

ア 事業者は、事業所内における訓練等のほか、

(ア) 個別支援計画に基づき、利用者の地域生活移行後の生活スタイルに応じて、公共交通機関の利用、外出、グループホームへの体験入居等敷地外での訓練等

(イ) 地域交流を図るための事業や障害当事者による支援活動（ピアサポート活動）

等を積極的に活用することにより、利用者が地域住民の一員であることの意識付け、利用者の地域生活移行に向けた意欲の涵養、自信回復等に努めること。

イ 事業者は、利用者の円滑な地域生活への移行を図るため、常に、市町村、当該事業者以外の障害福祉サービス関係者、相談支援事業者その他精神障害者の地域生活移行を支援する関係機関との連携を図ること。

ウ 事業者は、利用期間内に地域生活移行が着実になされるよう個別支援計画に基づく支援を行うとともに、その趣旨を十分に踏まえた事業運営に努めること。

(4) 開かれた施設運営

ア 事業者は、利用者の生活能力や地域生活移行に向けた意欲を向上させる観点から、精神障害者退院支援施設加算の対象となる利用者のみならず、外部の利用者の受入れを積極的に行うこと。

イ 事業者は、グラウンド、会議室等敷地内の設備等を積極的に地域住民に開放するとともに、地域の行事への参加等により地域との交流を積極的に推進すること。

ウ 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条の規定に基づき、常に、その提供する支援について、利用者等からの苦情の適切な解決に努めること。また、苦情解決の受付・処理状況等について、定期的に地域移行推進協議会に報告すること。

2 施設基準に係る留意事項

個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについて

9時-10時	10時-11時	11時-12時	12時-13時	13時-14時	14時-15時	15時-16時	16時-17時	17時-18時
	授業時間帯である時間							
						計画時間 (時間区分2で算定)		
			延長支援時間 (2時間以上で算定)				計画時間 (時間区分2で算定)	
		計画時間 (時間区分2で算定)				延長支援時間 (2時間以上で算定)		
							計画時間 (時間区分2で算定)	
							延長支援時間 (2時間以上で算定)	
								延長支援時間 (2時間以上で算定)
							計画時間 (時間区分2で算定)	
								延長支援時間 (2時間以上で算定)
								延長支援時間 (2時間以上で算定)
								延長支援時間 (2時間以上で算定)
								延長支援時間 (2時間以上で算定)
								延長支援時間 (2時間以上で算定)

- 参考
通常利用の障害児の場合
- 例1-①
本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）
- 例1-②
本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）
- 例2-①
本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）
- 例2-②
本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）
- 例③
本加算を算定しており、授業終了後から利用する場合
- 参考
本加算を算定していない場合

【留意点】

- 授業時間帯である時間内において、個別支援計画に計画時間（発達支援を提供する時間）を位置づけることも可能とする（この場合においては、計画時間を3時間超過した以降の時間帯が延長支援時間となる。）。ただし、本来であれば学校において教育が提供される時間帯であることから、学校及び家庭との連携を図るとともに、ごども本人の意思を尊重しながら、必要性について十分に検討を行った上で個別支援計画に位置づけること。
- 学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置づけることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取り組むこと。

2 指定基準関係

○障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成18年12月6日 障発第1206002号)
(最終改正：平成26年3月31日 障発0331第22号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助並びに施設入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって、当該障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほか、利用者から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）において規定されているところであるが、障害福祉サービス等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成18年3月31日付け障発第0331018号当職通知「特定費用の取扱いについて」は平成18年9月30日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 介護給付費等の対象となっているサービスと明

確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。

- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (3) 利用者の希望によって、送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）

4 留意事項

- (1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- (2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者により提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話

室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等) について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
 - (2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、
 - (3) 利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること
- 等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、

月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者から金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものである。

○障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成24年3月30日 障発0330第31号)

児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援(以下「障害児通所支援等」という。)の提供に当たって、当該障害児通所支援等に係る利用者負担額のほか、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人。以下「通所給付決定保護者等」という。)から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第16号)において規定されているところであるが、障害児通所支援等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成19年2月14日付け障発第0214003号当職通知「指定施設支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」は平成24年3月31日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、通所給付決定保護者等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として提供する日常生活上

の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(障害児の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、通所給付決定保護者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、障害児通所給付費又は障害児入所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、通所給付決定保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及び

第V編 疑義解釈

1	福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）（令6.3.26障害福祉課・障害児支援課事務連絡）	1558
2-1	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（VOL. 1）（令6.3.29障害福祉課事務連絡）	
1.	障害福祉サービス等における共通の事項	1563
2.	訪問系サービス	1567
3.	日中活動系サービス	1567
4.	施設系・居住支援系サービス	1568
5.	訓練系サービス	1569
6.	就労系サービス	1570
7.	相談系サービス	1573
8.	一部訂正及び削除するQ&A	1576
2-2	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（VOL. 2）（令6.4.5障害福祉課事務連絡）	
1.	強度行動障害を有する者への支援における事項	1578
2.	訪問系サービス	1580
3.	日中活動系サービス	1581
4.	就労系サービス	1581
5.	削除するQ&A	1582
2-3	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（VOL. 3）（令6.5.10障害福祉課事務連絡）	
1.	障害福祉サービス等における共通の事項	1583
2.	日中活動系サービス	1583
3.	施設系・居住支援系サービス	1584
4.	就労系サービス	1584
2-4	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（VOL. 4）（令6.6.4障害福祉課事務連絡）	
1.	日中活動系サービス	1586
2.	相談系サービス	1587
3-1	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 1）（令6.3.29障害児支援課事務連絡）	1588
3-2	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 2）（令6.4.12障害児支援課事務連絡）	1596
3-3	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 3）（令6.5.2障害児支援課事務連絡）	1599
3-4	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 4）（令6.5.24障害児支援課事務連絡）	1601
3-5	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 5）（令6.6.6障害児支援課事務連絡）	1602
3-6	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&A（VOL. 6）（令6.7.1障害児支援課事務連絡）	1603
4	障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A（令6.5.17障害児支援課事務連絡）	1604
5-1	相談支援に関するQ&A（令6.4.5障害福祉課地域生活・発達障害者支援室事務連絡）	1612
5-2	地域相談支援に関するQ&A（平25.2.25障害保健福祉関係主管課長会議資料）	1623

令和5年度以前の障害福祉サービス等に係る疑義解釈は、社会保険研究所ウェブサイトに掲載いたします。

1 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A (第1版)

(令和6年3月26日 障害福祉課・障害児支援課事務連絡)

処遇改善

障害福祉(6年度改定)

障害児支援(6年度改定)

障害児支援(5年度以前)

相談支援

【賃金改善方法・対象経費】

問1-1 賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

- 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(障障発0326第4号,こ支障第86号令和6年3月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長,こども家庭庁支援局障害児支援課長通知)(以下「通知」という。)において,福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「新加算」という。),福祉・介護職員処遇改善加算(以下「旧処遇改善加算」という。),福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「旧特定加算」という。)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。以下,旧処遇改善加算,旧特定加算,旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。)を算定する障害福祉サービス事業者,障害者支援施設,障害児通所支援事業者又は障害児入所施設(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)は,新加算等の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金(基本給,手当,賞与等(退職手当を除く。以下同じ。))を含む。)の改善(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。)を実施しなければならないとしている。
- 賃金改善の額は,新加算及び旧3加算(以下「新加算等」という。)を原資として賃金改善を実施した後の実際の賃金水準と,新加算等を算定しない場合の賃金水準との比較により,各障害福祉サービス事業者等において算出する。新加算等を算定しない場合の賃金水準は,原則として,初めて新加算等又は交付金等(平成21年度補正予算による福祉・介護職員処遇改善交付金並びに令和3年度及び令和5年度補正予算による福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金をいう。以下同じ。)を算定した年度の前年度における賃金水準とする。
- ただし,障害福祉サービス事業者等における職員構成の変動等により,初めて新加算等又は交付金等を算定した年度の前年度における賃金水準を推計す

ることが困難な場合又は現在の賃金水準と比較することが適切でない場合は,新加算等を算定しない場合の賃金水準を,新加算等を除いた障害福祉サービス等報酬の総単位数の見込額に基づく営業計画・賃金計画を策定した上で試算する等の適切な方法により算出し,賃金改善額を算出することとしても差し支えない。

- また,障害福祉サービス事業所等を新規に開設した場合については,新加算等を算定しない場合の賃金水準を,新加算等を除いた障害福祉サービス等報酬の総単位数の見込額に基づく営業計画・賃金計画を策定する等の適切な方法により算出した上で試算する等の適切な方法により算出し,賃金改善額を算出することとしても差し支えない。

問1-2 前年度から事業所の福祉・介護職員等の減少や入れ替わり等があった場合,どのように考えればよいか。

- 実績報告書における①「令和6年度の加算の影響を除いた賃金額」と②「令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額」の比較は,新加算等及び交付金等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていないことを確認するために行うものである。
- 一方で,賃金水準のベースダウン(賃金表の改訂による基本給等の一律の引下げ)等を行ったわけではないにも関わらず,事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり(勤続年数が長く給与の高い職員が退職し,代わりに新卒者を採用した等)といった事情により,上記①の額が②の額を下回る場合には,②の額を調整しても差し支えない。
- この場合の②の額の調整方法については,例えば,
 - 退職者については,その職員が,前年度に在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推計する
 - 新規採用職員については,その者と同職であった勤務年数等が同等の職員が,本年度に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推計する等の方法が想定される。

◆問1-2の図

例:

		勤続10年 (賃金 35 万円/月)	勤続5年 (賃金 30 万円/月)	勤続1年 (賃金 25 万円/月)	賃金総額 ※処遇補助金除く
令和5年度	実際の人数調整後	10人 (計4200万円)	5人 (計1800万円)	5人 (計1500万円)	7500万円
		5人 (計2100万円) ※上記の10人のうち5人は在籍しなかったものと仮定	5人 (計1800万円) ※調整なし	10人 (計3000万円) ※上記の10人に加え5人在籍したものと仮定	6900万円
令和6年度	実際の人数	5人 (計2100万円)	5人 (計1800万円)	10人 (計3000万円)	6900万円

問1-3 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

- ・ 「決まって毎月支払われる手当」とは、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を指す。
- ・ また、決まって毎月支払われるのであれば、月ごとに額が変動するような手当も含む。
- ・ ただし、以下の諸手当は、新加算等の算定、賃金改善の対象となる「賃金」には含めて差し支えないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれない。
 - ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
 - ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問1-4 時給や日給を引き上げることは、基本給等の引上げに当たるか。

- ・ 基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、新加算等の算定に当たり、基本給の引上げとして取り扱って差し支えない。また、時給や日給への上乗せの形で支給される手当については、「決まって毎月支払われる手当」と同等のものとして取り扱って差し支えない。

問1-5 キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用について、賃金改善額に含めてもよいか。

- ・ 新加算等の取扱いにおける「賃金改善」とは賃金の改善をいうものであることから、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用については、新加算等の算定に当たり、賃金改善額に含めてはならない。

問1-6 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、新加算等により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。

- ・ 新加算等の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、当該加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、新加算等の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていたことが望ましい。

問1-7 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

- ・ 賃金改善額には次の額を含むものとする。
 - ・ 法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、新加算等による賃金改善分に応じて増加した事業主負担分
 - ・ 法人事業税における新加算等による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分
- ・ また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的

な方法に基づく概算によることができる。

- ・ なお、任意加入とされている制度に係る増加分（例えば、退職手当共済制度等における掛金等）は含まないものとする。

問1-8 賃金改善実施期間の設定について。

- ・ 賃金改善の実施月については、必ずしも算定対象月と同一ではなくても差し支えないが、次のいずれかのパターンの中から、事業者が任意に選択することとする。なお、配分のあり方について予め労使の合意を得るよう、可能な限り努めること。（例：6月に算定する新加算の配分について）
 - ① 6月の労働時間に基づき、6月中に見込額で職員に支払うパターン
 - ② 6月の労働時間に基づき、7月中に職員に支払うパターン
 - ③ 6月サービス提供分の報酬が、7月の国保連の審査を経て、8月に各事業所に振り込まれるため、8月中に職員に支払うパターン

問1-9 実績報告において賃金改善額が新加算等の加算額を下回った場合、加算額を返還する必要があるのか。

- ・ 新加算等の算定要件は、賃金改善額が加算額以上となることから、賃金改善額が加算額を下回った場合、算定要件を満たさないものとして、加算の返還の対象となる。
- ・ ただし、不足する部分の賃金改善を賞与等の一時金として福祉・介護職員等に追加的に配分することで、返還を求めない取扱いとしても差し支えない。

問1-10 「令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ」は処遇改善加算の算定要件ではなく、各障害福祉サービス事業所・施設等で目指すべき目標ということか。

- ・ 貴見のとおり、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただきたい。
- ・ なお、新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととしている。令和6年度に措置されている加算額には令和7年度のベースアップに充当する分の一部が含まれているところ、この令和7年度分の一部を前倒しして本来の令和6年度分と併せて令和6年度の賃金改善に充てることや、令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可能である。

問1-11 繰り越しを行う場合、労使合意は必要か。

- ・ 繰り越しを行うことについて、予め労使の合意を得るよう、可能な限り努めること。

【対象者・対象事業者】

問2-1 賃金改善の対象者はどのように設定されるのか。

処遇改善

障害福祉（6年度改定）

障害児支援（6年度改定）

障害児支援（5年度以前）

相談支援

4 障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A

（令和6年5月17日 障害児支援課事務連絡）

事務連絡前文（抄）：標記につきまして、過去にお示しした障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴いお示しした「障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ&A VOL.1」以前のQ&A）の内容を整理し、新たに別添のとおり「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」を作成しましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

なお、別掲〔略〕にお示しする事務連絡のうち障害児支援（障害児相談支援を除く。）に係る内容については、本日をもって廃止又は別添の「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」に移管しましたので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【障害児支援共通】

（常勤・常勤換算）

問1 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について、常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱ってよいか。

そのような取扱いで差し支えない。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.2）（平成27年4月30日）問27

問2 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【参考】平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（VOL.2）（平成27年4月30日）問29

問3 看護師・理学療法士・作業療法士等の職員が、病欠や年休（有給休暇等）・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合は、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は1週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものではない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

また、基準上「1以上」等と示されている（常勤、常勤換算の規定がない）職種については、支援上必要とされる配置がなされていればよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代わりの職員を置く必要はない。

【参考】障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）（平成19年12月19日事務連絡）問6

問4 常勤の職員については、有休休暇の取得等により必ずしも事業所に置くことができない日が生じうるが、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

<補足：必ずしも事業所に置くことができない日について>

営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇の取得がある日等指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。

一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。

よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要までではない。

【参考】令和5年3月3日事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ&Aについて」問1

問5 児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、児童発達支援管理責任者が労働基準法等で定める休暇を取得する

本書の主な掲載法令・通知

- 本書の第Ⅱ編・第Ⅲ編に掲載した主要な省令（命令・府令）・告示・通知を示しています
- 二次元バーコードは厚生労働省またはこども家庭庁 Web サイトの該当 URL です
- 令和 6 年度報酬改定にかかる主な厚生労働省資料は次のページに掲載されています
[令和 6 年度報酬改定関連] 厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について
[法令等データベース] 厚生労働省ホーム > 所管の法令等 > 所管の法令, 告示・通達等 > 厚生労働省法令等データベースサービス

◆：全文 ❖：新旧対照表

◎：省令・告示 ○：通知

第Ⅱ編第 1 章 障害者総合支援法に係る報酬

■費用算定基準（単位数表）告示

1◆◎【計画相談支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準



平24.3.14厚労告125／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

2◆◎【地域相談支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準



平24.3.14厚労告124／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

3◆◎【障害福祉サービス】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準



平18.9.29厚労告523／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

■関係告示

4◆◎厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準



平18.3.31厚労告236／最終改正；令5.3.31厚労告167

5◆◎こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準



平18.9.29厚労告543／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

6◆◎こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件



平18.9.29厚労告546／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

7◆◎こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者



平18.9.29厚労告548／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3

8◆◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合



平18.9.29厚労告550／最終改正；令6.3.15こ家厚労告3